

參考資料

参考資料 1

2025 年度前期社会人向け 交流・研究会 参加者名簿

(五十音順)

No.	氏名	所属等
1	青木 玲子	株式会社環境管理センター 基盤整備・研究開発室
2	井手 佳季子	株式会社ポリテック・エイディディ
3	大塚 峻祐	(一社) 環境情報科学センター
4	奥村 浩気	滋賀県；滋賀県立大学大学院
5	蒲 敏哉	岩手県立大学
6	木村 真悠	三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社
7	清野 未恵子	神戸大学大学院
8	後藤 真太郎	立正大学
9	嶋崎 翼	アジア航測株式会社
10	菅原 玲	石巻専修大学
11	高田 秀之	東急不動産株式会社
12	築島 明	
13	包 薩日娜	国立環境研究所
14	藤平 慶太	株式会社国際社会経済研究所
15	村井 秀樹	日本大学商学部
16	吉川 圭子	環境省；千葉商科大学大学院政策研究科
17	李 婉	東京大学附属演習林

注：公募により参加者 20 名となったが、業務、健康等の理由により 3 名が途中辞退となった。

参考資料2

2025年度前期 社会人会員向け交流・研究会

「ネイチャーポジティブに向けての対応の推進」各回プログラム

1.第1回 ネイチャーポジティブを巡る国際的な動向や行政の取組

日時： 5月29日（木） 17:30～ 19:25

場所： Web開催

参加者： 参加者19名（参加登録者 20名）

講師： 大澤隆文環境省自然環境局生物多様性主流化室総括補佐 （Web）

プロジェクトリーダー：西田貴明 京都産業大学教授 （対面）

同 サブリーダー：一ノ瀬友博 慶應大学教授 （Web）

CEIS 企画委員会委員長： 村上暁信 筑波大学教授 （Web）

CEIS 事務局： 荒井真一常務理事、町田志奈 （対面）

プログラム

No.	時刻	項目
1	17:30	開会
2	17:30	挨拶 村上暁信 CEIS 企画委員会委員長
3	17:35	出席者紹介 プロジェクトリーダー、サブリーダー、講師、事務局 参加登録者の自己紹介（氏名、所属、期待すること等 20秒／人程度）
4	17:40	第1部 イントロダクション 西田貴明 リーダー 説明 ①交流・研究会の目的、進め方、②ネイチャーポジティブの意味、環境問題との関係、取組み、課題等の概観、質疑（プログラム等についての質問等）
5	17:50	第2部 ネイチャーポジティブを巡る国際的な動向や行政の取組 講師：大澤隆文環境省自然環境局生物多様性主流化室総括補佐（Web） 進行：西田リーダー 講演：60分 生物多様性条約に基づく「昆明・モントリオール生物多様性枠組」、日本政府による「第6次環境基本計画」、「生物多様性国家戦略2023-2030」、地方自治体の対応等行政による取組、「生物多様性民間参画ガイドライン」や「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」等を踏まえた民間企業等との協力等について 質疑、ディスカッション：25分、まとめ：西田リーダー 5分
6	19:20	事務連絡 講演に関するアンケート回答・送付、次回開催等案内
7	19:25	閉会挨拶 一ノ瀬友博 サブリーダー

講師プロフィール：大澤隆文 環境省自然環境局生物多様性主流化室総括補佐

2007年より、環境省や外務省で、国立公園の保全管理、外来種対策、生物多様性条約などを担当したほか、ダルハウジー大学（カナダ）では気候変動対策や自然保護関連の研究を、実践女子大学では環境科学の講義を通じた教育をする等、学際的活動も展開。2024年7月より企業・ビジネス等における生物多様性の主流化を担当。

2.第2回 ネイチャーポジティブに向けての生物多様性や生態系サービスの評価や将来予測

日時： 6月17日（火） 17:30～ 19:00

場所： CEIS 2F 大会議室 及び Web開催

参加者： 参加者17名（内 対面出席者 6名、参加登録者 19名）

講師： 山野 博哉 東京大学理学系研究科教授兼国立環境研究所上級主席研究員
(対面)

プロジェクトリーダー：西田貴明 京都産業大学教授 (対面)

CEIS 企画委員会委員長： 村上暁信 筑波大学教授 (Web)

CEIS 事務局： 荒井眞一常務理事、町田志奈 (対面)

プログラム

No.	時刻	項目
1	17:30	開会
2	17:30	挨拶、講師紹介 西田貴明 リーダー
5	17:35	ネイチャーポジティブに向けての生物多様性や生態系サービスの評価や将来予測 山野 博哉 東京大学理学系研究科教授兼国立環境研究所上級主席研究員 (対面) 進行：西田リーダー 講演：60分 IPBES、日本の生物多様性評価や将来予測と、科学的に見たネイチャーポジティブ達成のためのモニタリングや対策について 質疑、ディスカッション：20分、まとめ：西田リーダー 5分
6	19:00	事務連絡 講演に関するアンケート回答・送付案内、次回開催案内
7	19:05	閉会

※：閉会後、有志による15～20分程度懇談

講師プロフィール： 山野博哉 国立環境研究所生物多様性領域、東京大学地球惑星科学専攻

専門：自然地理学

1993：沖縄に行く、卒論開始、1999：東京大学大学院理学系研究科地理学専攻修了、
1999-2025まで：国立環境研究所、2005-2007：ニューカレドニア フランス開発研究所
(IRD)で在外研究、2024-現在：東京大学

研究内容：サンゴ礁の 物理環境、造礁生物分布、地形形成史、リモートセンシング 気候変動影響評価（データマイニング、モニタリング、将来予測）、保全計画（重要海域選定、保護区配置、陸域負荷の低減）

3.第3回 ネイチャーポジティブと企業活動

日時： 7月29日（火） 17:30～ 19:00

場所： CEIS 2F 大会議室 及び Web 開催

参加者： 参加者12名（内 対面出席者 3名、参加登録者 18名）

講師： 宮本育昌 株式会社 JINENN 代表取締役社長 （対面）

プロジェクトリーダー：西田貴明 京都産業大学教授 （対面）

同 サブリーダー：一ノ瀬友博 慶應大学教授 （Web）

CEIS 企画委員会委員長： 村上暁信 筑波大学教授 （Web）

CEIS 事務局： 荒井眞一常務理事、町田志奈 （対面）

プログラム

No.	時刻	項目
1	17:30	開会
2	17:30	挨拶、講師紹介 西田貴明 リーダー
5	17:35	ネイチャーポジティブと企業活動（規制、認証等情報開示の国際動向等を含む） 講師 宮本育昌 株式会社 JINENN 代表取締役社長 （対面） 進行：西田リーダー 講演：60分 ネイチャーポジティブの推進のためには、企業の本業において取り組むことが不可欠である。そのためには、企業イニシアチブによる「ネイチャーポジティブ宣言」のような自主的な取り組みだけでなく、法規制やTNFD等の経済的な観点からの情報開示が求められている。この国際動向と、それに対する金融機関や民間企業の取組について紹介・議論する。 質疑、ディスカッション：20分、まとめ：西田リーダー 5分
6	19:00	事務連絡 講演に関するアンケート回答・送付案内、次回開催案内
7	19:05	閉会

※：閉会後、有志による 15～20 分程度懇談

講師プロフィル：宮本育昌 株式会社 JINENN 代表取締役社長

・メーカー本社サステナビリティ部門での 13 年強の経験と、33 年強の NGO 活動経験を活かし、2021 年 3 月に個人事業主(屋号 JINENN)として独立。2023 年 1 月に株式会社 JINENN 設立 代表取締役就任

・現在、企業・業界団体・研究機関・NGO に対して、生物多様性保全・気候危機対策などの環境課題や関連する社会課題についての国際動向調査およびその対策に関するアドバイザリーを提供している。

・また、グリーンボンド・トランジションファイナンスなどのサステナブルファイナンス検証業務にも従事している。"

株式会社 JINENN HP 参照

<https://www.jinenn.org/> %E4%BB%A3%E8%A1%A8%E8%80%85%E7%B5%8C%E6%AD%B4

4.第4回 ネイチャーポジティブに関する先進的な企業の取組の具体例等の紹介等

日時： 9月17日（火） 17：30～ 19：00

場所： CEIS 2F 大会議室 及び Web 開催

参加者： 参加者 13 名 ((内 対面出席 6 名、参加登録者 17 名)

講師： 金子野吾 デロイト トーマツリスクアドバイザリー合同会社マネージャー
(対面)

講師：(プロジェクトリーダー) 西田貴明 京都産業大学教授 (対面)

プロジェクトサブリーダー：一ノ瀬友博 慶應大学教授 (対面)

CEIS 企画委員会委員長： 村上暁信 筑波大学教授 (対面)

CEIS 事務局： 荒井眞一常務理事、石丸泰事務局長、町田志奈 (対面)

※：終了後、懇談会を開催 (19:15～20:15 目途)

プログラム

No.	時刻	項目※1
1	17:30	開会
2	17:35	挨拶、講師紹介 西田貴明 リーダー
		企業での取り組み事例の紹介と全体とりまとめについて（仮題） 第1部 講演：ネイチャーポジティブに関する先進的な企業の取組の具体例等の紹介 講師：金子 野吾 デロイト トーマツリスクアドバイザリー合同会社マネージャー（ストラテジックリスク＆サステナビリティ）（対面） 進行：西田リーダー 講演 30分 先進的な企業の取組の具体例等を、デロイトトーマツグループの「TNFD 企業戦略」やオファリングを踏まえて紹介し、導入の促進策や課題等について議論 質疑、ディスカッション：（10分）
3	17:35	第2部 講演：グリーンインフラの導入によるネイチャーポジティブの推進 講師： 西田貴明 京都産業大学教授（対面） グリーンインフラについてネイチャーポジティブの観点から評価し、その推進のための課題等について紹介（15分） 質疑、ディスカッション：（5分） 講義全般の議論（10分） 第3部 取りまとめについて（事務局） 全体議論：10分 今後の進め方について 議論 15分 まとめ：西田リーダー、一ノ瀬サブリーダー、 5分
4	19:20	事務連絡 講演に関するアンケート回答・送付、今後のスケジュール等について案内、懇談会の開催案内
5※2	19:25	閉会挨拶 村上暁信 企画委員会委員長

※1:当初予定していた参加者の所属企業の状況等の報告については、報告希望者がいなかったため中止となった。

注2：所用のため、懇談会から出席

講師プロフィル：

金子野吾 デロイト トーマツリスクアドバイザリー合同会社マネージャー（ストラテジックリスク＆サステナビリティ）

■ 長周期の気候変動解析、植物・植林分野の専門知見とメーカーでの調達業務経験、海外子会社での経営職経験を有し、豪州・東南アジアでFSC認証や環境団体とのエンゲージメント業務に従事

■ 気候変動関連・生物多様性関連・サステナブル調達・サステナブル経営推進のアドバイザリーを主に提供中
主なプロジェクト実績

- ・自動車部品業界における TNFD 対応、人権 DD、欧州原料規制対応支援
- ・消費財メーカーにおけるシナリオ分析を含む TNFD 対応、TCFD 統合開示支援
- ・金融機関等における TCFD シナリオ分析の実施、カーボンニュートラル目標設定支援
- ・電気機械業界における TCFD 対応の実施支援等多数

参考資料3-1 第1回講演会 大澤講師 スライド

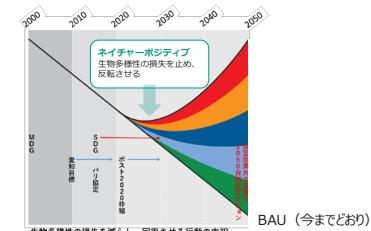
目次

- ✓ 生物多様性条約、国内外の目標・計画
 - ✓ 30by30を核としたネイチャーポジティブ
 - ✓ ネイチャーポジティブ経済
 - ✓ 民間企業等との協力(自然関連財務情報開示含む)
 - ✓ ネイチャーポジティブを巡る最新の国際動向と課題



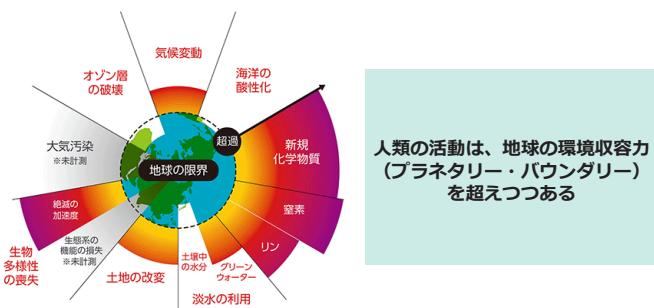
ネイチャーポジティブ（自然再興）とは

- 「**自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる**」こと。（こうのう）
 - 「**G7 2030年自然協約**」や、生物多様性に関する新たな世界目標「**昆明・モントリオール生物多様性枠組**」においてその考え方が掲げられるなど、生物多様性における重要な考え。
 - 経済界でもネイチャーポジティブを目指す動きが注目。



出典「地球規模生物多様性概況第5版 (GBO5)」を基に作成

プラネタリーバウンダー

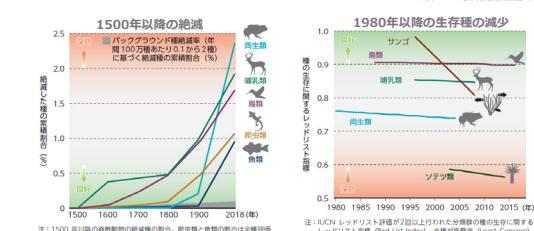


資料：Stockholm Resilience Centre (2022) 土地環境省作成

地球の生物多様性の状況（種に注目）

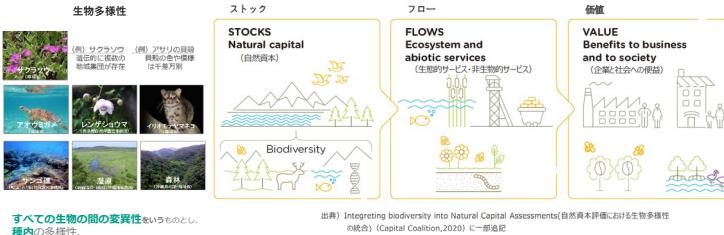
第6の大量絶滅期ともいわれる

- 過去1000万年間の平均の少なくとも**數十倍から数百倍**で、さらに加速
 - 1500年以降、人間活動の影響で少なくとも**680種**の脊椎動物が絶滅
 - 1980年以降、詳細調査された分類群の**ほぼ全て**の種で**絶滅リスクが増加**



生物多様性と自然資本、生態系サービス、価値の関係

生物多様性があることで、様々な恵みが得られ、生産性・適応力・強靭性が増す



すべての生物の間の変異性をいわゆるものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。

〔生物多様性条約（1992年採択、1993年発効）第2条〕

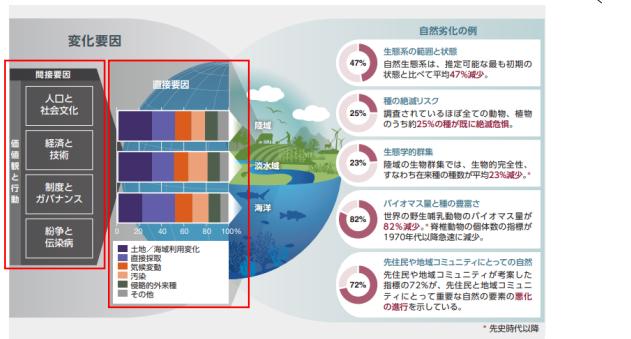
生物多様性は人類の生存基盤

生物多様性、自然資本は、人類にとって、社会経済の基盤
不確実性の高い変化の時代にこそ“必要なもの”



出典) Stockholm Resilience Centerによる引用
http://www.stockholmresilience.org/research/research-new/2016-06-14-how-food-connects-all-the-sdgs.html

自然劣化の要因



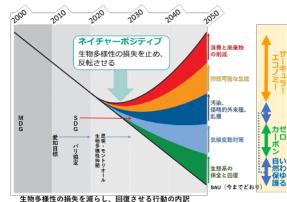
社会変革の必要性

地球の持続可能性の実現に向けては、横断的な「社会変革 (transformative change)」が必要

出典) IPBES持続可能な開発指標

■「今までどおり」のシナリオでは、生物多様性は損失し続ける

✓これまでの自然環境保全の取組
(生態系の保全、回復、汚染・外来種・乱獲対策等) +
✓様々な分野の連携
(気候変動対策、持続可能な資源生産、消費と廃棄物削減等)



■2030年以降には生物多様性の純増加につながる可能性がある

=ネイチャーポジティブ

生物の多様性に関する条約 (Convention on Biological Diversity)

■1992年 5月：ナイロビで採択。

翌月のリオサミットで署名開始。

1993年12月：発効。

条約の目的

- 生物の多様性の保全
- その構成要素の持続可能な利用
- 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で平衡な分配

■締約国：194か国、EU及びパレスチナ（米国は未締約）

■生物多様性を包括的に保全し、生物資源の持続可能な利用を行うための国際的な枠組

締約国の義務

- 生物多様性国家戦略の策定
- 国別報告書の提出



11

名古屋議定書について

議定書の概要



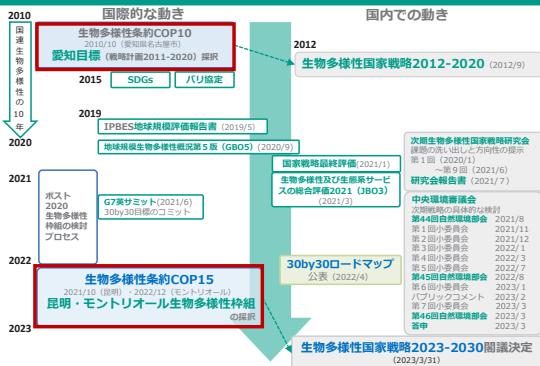
議定書が各国に求めていること

提供国：「提供国の同意」、「契約の締結」、遺伝資源取得の前提とする確実・明確・透明なルール策定（※）
利用国：自己で利用される遺伝資源が提供国会を遵守し、取得されたことによるようならルール策定
その他：ABSCH（国際的な情報交換センター）への提供国会法・許可証情報掲載等 ※別段の決定を行ふ場合を除く

国内措置：ABS指針（2017年8月20日施行）

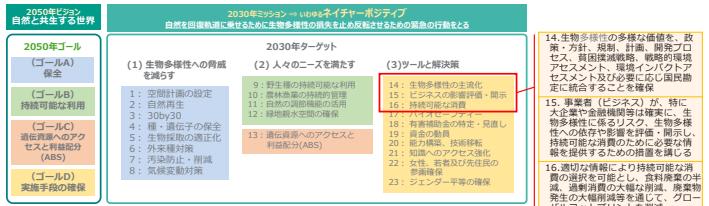


昆明・モントリオール生物多様性世界枠組と生物多様性国家戦略に向けた動き



昆明・モントリオール生物多様性枠組

- 生物多様性に関する新たな世界目標
- 2050年ビジョンは愛知目標から引き継がれた「自然と共生する世界」
- いわゆる「ネイチャーポジティブ」の実現が2030年ミッション



昆明・モントリオール生物多様性枠組と愛知目標

表1. 愛知目標及び昆明・モントリオール生物多様性枠組の構成比較

昆明・モントリオール生物多様性枠組	
セクションI-1. 進歩枠組の根拠	セクションA-1. 資金
セクションI-2. 進歩枠組の根拠	セクションA-2. 目標
セクションI-3. ミッション	セクションA-3. ゴール
セクションI-4. 指標	セクションA-4. 指標
例)目標3: 生物多様性に対する重要な奨励措置等を改進	例)目標1: 生物多様性の保護と利用のための行動
例)目標4: 持続可能な生産と消費のための行動	例)目標2: 生物多様性の保護と利用のための行動
例)目標5: 生物多様性に対する汚染とならない水準まで削減	例)目標3: 生物多様性に対する汚染とならない水準まで削減
例)目標6: 過剰栄養等による汚染を有する高い水準まで削減	例)目標4: 生物多様性に対する汚染を有する高い水準まで削減
例)目標7: (2015年までに)気候変動等による脆弱な生態系について人の世に残すための行動	例)目標5: 気候変動等による脆弱な生態系の30%を再生
例)目標11: 陸地約17%、海洋の10%を保護地帯等で保全	例)目標3: 陸地及び海洋の30%を保護地帯等で保全管理
例)目標12: 絶滅危惧種の絶滅及び減少を止める	例)目標4: 陸地の外縁地帯の保全、定着率を50%削減
例)目標13: 不適切な生態系の15%を回復させ、気候変動対策等に貢献	例)目標5: 陸地及び海洋の30%を保護地帯等で保全管理
例)目標16: 進伝資源のABSに係る名古屋議定書を国内実施	例)目標6: 陸地の外縁地帯の保全、定着率を50%削減
例)目標20: 資源(資金)の貢献を額面上に増加*	例)目標7: 進伝資源やDSIRの利用から生じる利益の配分を促進
セクションV-1. 実施、モニタリング、点検及び評価	例)目標13: 進伝資源やDSIRの利用から生じる利益の配分を促進
セクションV-2. 支援メカニズム	例)目標14: 生物多様性に係るリスクや影響等を評価・開示するよう、大臣審議に求めること
セクションV-3. 支援メカニズム	例)目標17: バイオセーフティ措置やバイオテクノロジーによる利益配分等の強化
セクションV-4: 生物多様性に係るリスクや影響等を評価・開示するよう、大臣審議に求めること	例)目標18: 生物多様性に係るリスクや影響等を評価・開示するよう、大臣審議に求めること
セクションV-5: 支援メカニズム	例)目標19: 生物多様性のための資源(資金)を増やし、年2,000億円を目標と定める
セクションV-6: 支援メカニズム	例)目標20: 生物多様性のための資源(資金)を増やし、年2,000億円を目標と定める

*: 上国向けの生物多様性課題の国際資金フローを世界全体で、2008-2010の年間資金の平均か2015年までに倍増させ、その水準を2020年まで維持することや、資源のギャップを埋めるために国内においても資源活動員すること等が、COP12で決定された(環境省 2014)

昆明・モントリオール生物多様性枠組と愛知目標2

表2. 愛知目標及び昆明・モントリオール生物多様性枠組(KMGBF)の特徴・要素比較

愛知目標	昆明・モントリオール生物多様性枠組(KMGBF)
進歩状況評価に係る目標設定(SMART)	
目標の具体化(Specific)	
保護地域等に係る目標等、数値要素(30by30や資源(資金)动员)に係る目標等、数値要素は計4個(COP12で決定されたものを含む)	
目標の計測可能化(Measurable)	
進歩評価指標は2016年(COP13)で「留意」という形で整理	
野心的な目標(Ambitious)	
(目標3: 有効な援助措置の改進等は30by30や資源(資金)动员に係る数値目標等)	
実現可能な目標(Realistic)	
実現可能な資源(資金)动员の具体実施に必要な資源(資金)动员も含め目標が設定された目標は24個(COP12)で合意	
時限を明確化(Time-bound)	
2020年(一部は2019年)までのターゲットを設定	
従来目標よりも重視された可能性がある要素の例	
目標11(OECM) ターゲット1:空間計画、ターゲット3(OECM)	
目標12(遺伝の多様性) ターゲット4(遺伝の多様性:適応能力)、ターゲット5(遺伝の多様性)、ターゲット17(バイオセーフティ)	
海洋	
目標10(海洋酸性化)、目標11(保護地帯の構成)、ターゲット2(自然再生)、ターゲット3(保護地帯等)、ターゲット4(海洋酸性化)	
土壌	
都市	
ビジネス・民間企業	
人間の健康	
目標14 ターゲット11(土壤の健全性)	
ターゲット12(都市緑地・親水空間)	
ターゲット14(資金フロー)、ターゲット15(情報開示)、ターゲット19(民間資金投資)	
セクションC: 医療への衛生化アクセス、ワールドアスリート(「もに」)による健康改善	
セクションD: リカバリー(「もに」)による健康改善	

昆明・モントリオール生物多様性枠組と愛知目標

生物多様性プラン

2030年 ネイチャーポジティブに向けた23のアクション

1 それだけの地域に あった計画と管理する。	2 生態系を 回復しよう。	3 陸と海を 守ろう。	4 種を絶滅から 守ろう。	5 野生種の 乱獲を やめよう。	6 外来種の 定着を減らそう。
7 汚染を 減らそう。	8 生物多様性と 気候変動を総合的 に解決しよう。	9 野生種の 利用を サステナブルに。	10 森林水資源を サステナブルに。	11 自然の富みを 取り戻そう。	12 水を涵養する 街作りを。
13 進伝資源の利益を 適切に分けよう。	14 あらゆる意思決定 で意識しよう。	15 ビジネスの真ん中 で取り組もう。	16 消費 サステナブルな 選択肢を。	17 バイオテクノロジー をもっと安全に。	18 青年などの インクルージョン を意識しよう。
19 実行に向けた 資金を確保しよう。	20 技術をシェアして 共同しよう。	21 データや情報を もっと使いやすく。	22 みんなで考え みんなで決めよう。	23 ジェンダー平等で 推進しよう。	THE BIODIVERSITY PLAN

2030生物多様性枠組実行日本会議(J-G8)

出典元: 博報室HP (<https://www.hakuhodo-holdings.co.jp/news/corporate/2024/09/5009.html>)

生物多様性国家戦略2023-2030の概要 (2023年3月間議決定)

●「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえ、主に下記のポイントを重視

●「2030年ネイチャーポジティブの実現」に向け、主に下記のポイントを重視

●生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への総合的対応

●自然資源を守り活かす社会経済活動を始めた社会の根本的変革の推進

●戦略全体を一気通貫で整理し効率的に進捗管理することで、レビュームカニズムを強化

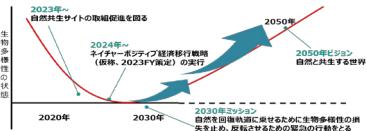


5つの基本目標の下に25ある行動目標ごとに、財務省の実施する推進する推進を実施

2022 生物多様性に関する新たな国際目標 採択
ネイチャーポジティブ (2030年までに生物多様性の損失を止め戻せること)

2023 生物多様性国家戦略 策定
TNFD 開示枠組みの最終版 公表
 (自然関連財務情報開示スケーラー)

2024 ネイチャーポジティブ 経済移行戦略 策定
企業の自主的取組を認定する法律 成立



目次

- ✓ 生物多様性条約、国内外の目標・計画
- ✓ 30by30を核としたネイチャーポジティブ
- ✓ ネイチャーポジティブ経済
- ✓ 民間企業等との協力(自然関連財務情報開示含む)
- ✓ ネイチャーポジティブを巡る最新の国際動向と課題



30by30ができた背景

＜2020年9月の国連生物多様性サミットにおける各国からの発言の例＞

(仏・マクロン首相) **保護地域30%**の目標を推進。

(英・ジョンソン首相)世界の海洋の少なくとも**30%**を2030年までに保全する。気候資金を2倍にし、500百万ポンドをブループラネットファンドとして**インドと同じサイズの海洋保護区**を保全・再生する。

(独・メルケル首相)毎年500万ユーロを世界中の生物多様性保全に提供してきた。新たに、保護地域への資金措置として「レガシー・ランドスケープ基金」を設置したい。

(加・トルドー首相)13億ドルを生物多様性に拠出、持続可能な開発と気候変動にも対応している。使い捨てプラスチックをなくし、2025年までに**25%**、2030年までに**30%**の海洋を保全する。

※ 米国はサミットに参加せず(同国は生物多様性条約も締結していない)。

※ 日本からは小泉環境大臣が参加。

30by30ができた背景2

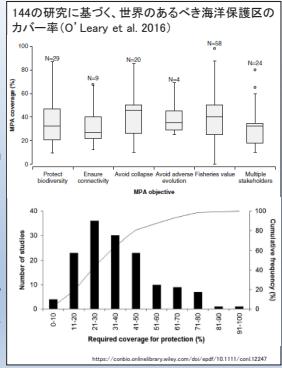
これまで学術的に提案されてきたアイデアの例

・両生類・鳥類・ザリガニ類・哺乳類を保全する場合に必要となる土地保全の割合は**26～28%**(Butchart et al. 2015)。

・陸地生態系炭素量の75～90%を保全するには、**7.5～14.3%**の土地を**追加**的に保全すべき(Larsen et al. 2015)。

・既往の144の研究をメタ解析によれば、過半数の研究は「海洋の**3割以上(平均値は37%)**を保護すべき」としている(O' Leary et al. 2016)。

・生態系サービスの発揮のため、各ランドスケープ区画のうち、**少なくとも20%**は自然生息地として保全が必要(Garibaldi et al. 2021)。



30by30ができた背景3

これまで複数の同志国グループが、陸地・海洋の30%を保全する目標案について、主張・支持をしてきた:

・High Ambition Coalition(仏・コスタリカ主導。我が国も参画): 2030年までに世界の**30%**の空間(注 陸地及び海洋を含む)を保全すべきと主張。

・持続可能な海洋経済の構築に向けたハイレベル・パネル(ノルウェー主導。我が国も参画): 2030年までの海洋の**30%**の保護を目指す国際目標を支持。

・Global Ocean Alliance(英国主導): 2030年までに世界の海洋の**30%**を保全すべきと主張。

・The Blue Leaders(ベルギー主導): 2030年までに世界の海洋の**30%**を高度及び完全な形で保全すべき(Highly and fully protected marine areas)と主張。

・EU: EU生物多様性戦略2030の中で、EUの陸地及び海洋の**30%**を法的に保護していくと宣誓。

※ボストン2020生物多様性枠組の対象に、国家管轄権外区域(公海及び深海底)を含むか又は国家管轄内区域のみとすべきかという論点が考えられた。

30by30目標 (昆明モントリオール生物多様性枠組 ターゲット3)



「自然共生サイト」の認定基準

1. 境界・名称に関する基準
2. ガバナンス・管理に関する基準（管理権限・管理措置）
3. 生物多様性の価値に関する基準
4. 管理による保全効果に関する基準（管理の有効性、モニタリングと評価）

「生物多様性の価値に関する基準案」の具体的な内容

場	以下のいずれかの価値を有すること	
	(1) 公的機関等に生物多様性保全上の重要性が既に認められている場	(2) 原生的な自然生態系が存する場
(3) 里地里山といった二次的な自然環境に特徴的な生態系が存する場		
(4) 在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が成立し、生態系サービスを提供する場		
(5) 伝統工芸や伝統行事といった地域の伝統文化のために活用されている自然資源の場		
種	(6) 希少な動植物種が生息生育している場又は生息生育している可能性が高い場	
	(7) 分布が限定されている、特異な環境で依然存するなど、その生態に特徴性のある種が生息生育している場又は生息生育の可能性が高い場	
機能	(8) 越冬、休息、繁殖、採餌、移動（渡り）など、動物の生活史にとって不可欠な場	
(9) 原存の保護地域又は認定地域に隣接する若しくはそれらを接続するなど、緩衝機能や連続性を高める機能を有する場		



地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の概要

2024.4.12成立、2025年4月1日施行

(1) 増進活動実施計画等の認定制度の創設

①企業等が、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復、創出に貢献する「増進活動実施計画」を作成し、主務大臣が認定（法律等は認定表示に用いる）。

②市町村がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動を「連携増進活動実施計画」として主務大臣が認定。



主なポイント

- ・手続きのワンストップ化
- ・場所ではなく場所に紐付く活動を認定（=質の元々良い場所だけではなく、これから質を上げていく活動も認定対象）

自然共生サイト申請方法



新法に基づく
自然共生サイト
申請方法等は
HPに掲載済み

26

25

自然共生サイト認定等による地域の価値向上

令和5（2023）年度から開始し、328件を認定
半分以上が企業からの申請
これまでには、任意の認定制度



地域生物多様性増進法に基づく認定制度を新たに開始
●農林水産省、国土交通省との連携により3大臣による認定
●認定サイトで生産された商品等に対する消費者の評価向上
●認定を受けた企業に対する投資家の評価向上
→地域の自然資源への企業の投資促進



27

生物多様性見える化システムの機能概要

◎ 自然共生サイトのデータベース機能

◎ 生物多様性の見える化(マッピング、分析、活動支援等)機能

保全上効果的な場所の見える化

- ・生物多様性情報（保護地域、自然共生サイト、重要里地里山等の保全上効果的な場所）をグローバル化した上で地図上に可視化
- ・自治体ごとの保全目標とその現況をダッシュボードとして可視化
- ・自治体が保有する地域の保全上効果的な場所も登録可
- ・生物分布や、地域の生物リストを検索可

活動状況・効果の見える化

- ・自然共生サイトの活動・モニタリング記録を登録可
- ・各サイトの概要、アピールポイント、管理計画等に加え、活動状況、生物情報、発揮する生態系サービス等をダッシュボードとして可視化、モニタリング情報とあわせてオープンデータ化

活動支援ツール

- ・生物多様性保全に係るガイドラインをカテゴリ（生態系タイプ、目標・指標、保全上の課題等）やフリーワードで検索すると、関連するガイドラインに簡単にアクセス可
- ・申請予定地を地図上で選択すると、自然共生サイトの生物多様性の価値1~9に関する情報等を取得でき、申請書のひな形を出力可

28

生物多様性マップ



全国の保護地域、自然共生サイト、生物多様性保全上効果的な場所等が一目で分かる。

兵庫県北部の例



29

ネイチャーボンティの機会は、地域にこそ眠っている

地域価値の向上にも貢献

ネイチャーボンティ経営が、地域の生物多様性の保全と地域課題の解決に寄与すること、特に開発行為等により自然資本への負荷を及ぼす可能性がある場合には、負荷低減の取組等について、自主的な環境アセスメントも含め、地域住民等との丁寧な対話を通じてトレードオフの回避やシナジーの創出を目指すこと。（NP経済移行戦略）

例えば：
自然を活用した課題解決
Nbs: Nature based Solutions



57

自然関連リスクの財務コスト

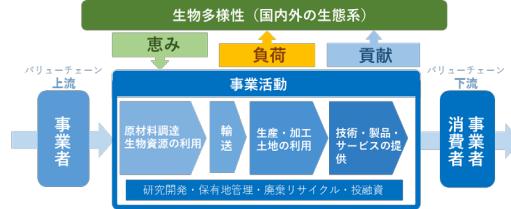
■ BloombergNEFは、自然との不適切な関わりにより財務的損失を被った10社を紹介した。

企業	サブセクター	内容	コスト	曝露リスク 物理的 移行
3M	特殊化学生物質	2016年以降、貴社の半導体施設による有毒な過塩素酸化物質及びホルムアルデヒド物質（未加工化学生物質）の水溶性の放出。	少なくとも105億ドルの法的責任、解雇。	✓
AAK	穀物及び油種種子の製粉	持続可能性の取り組みに関する「イノベーションの保護権」に違反したとして米国農業部のハームヤーアクション調査に開示する報道。	新聞調査発表後24時間で株価5.5%下落。	✓
Bernard Matthews	包装食品	不十分なパッケージリサイクルによる、2007年のアメリカの施設へのハイフローアクセス規制。	2,000万ポンド（2,500万ドル）のブランド価値の損失、解雇。	✓ ✓
Chevron	石油・ガス開発及び生産	従業員の危機感、環境リスクの保護を向むけた、メキシコ湾での石油・ガス開発活動に対する新規への露意。	新規開発に開発の遅れにより、最大4,960万ドルの収益が削除された。	✓
CMA CGM	コンテナ輸送	樹木と灌木の報告がない未処理のトラック水槽による、侵入の外来種の監視。	罰金16万5,000ドル。	✓
Formosa Plastics	基礎化学生物質及び総合化学生物質	テキサス州の施設の排水管からの数十億個のプラスチックレッグの水路排出。	5,000万ドルの和解金、94億ドルの工場建設中止。	✓
Freeport-McMoRan	金属・鉱業・鉱金属	インドネシアでの量の結果、農業地の適切な処理を怠ったことによる、水と森林の汚染。	CEOが応じた20日間で株価18%下落、5,500万ドルの現地投資。	✓
JBS	包装食品・食肉製品	ブラジル・アマゾンの過伐伐採地で倒されたり牛を殺害し廻避、罰金70万ドル、200億ドルの評価益を失う可能性。	罰金70万ドル、200億ドルの評価益を失う可能性。	✓
PGE	送電網	送電線が燃えたり火の薪で焼かれていない木の枝への火災による、相次ぐカリブニア州での致命的な山火事。	2017年9月から2019年1月まで株価91%下落、53億6,000万ドルの和解金。	✓ ✓
Tesla	自動車	ペルルの地水減少地域でのガラフット一計画において、地下水管理が不十分であることにに対する、地元からの抗議。	裁判所訴訟後24時間で株価3.1%下落、57億ドルの施設復元。	✓ ✓

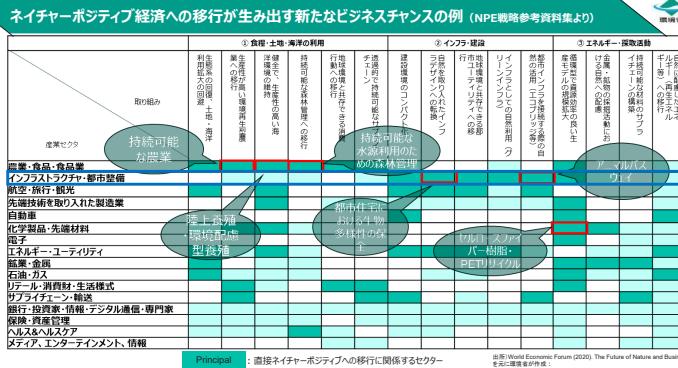
参考：BloombergNEF「When the Bee Stings, Counting the Cost of Nature-Related Risks」より作成

事業活動は生物多様性の安定無しには成り立たない

- 事業活動は国内外の「自然の恵み」に依存（直接的な原材料調達のみならず、生産・加工・商品・サービスの提供、輸送など）。
- その分、生物多様性に大きな影響も与えている。
- 他方、技術開発や製品・サービス等による市場の変革、生物多様性保全への貢献も可能。



出典：環境省「生物多様性に関する実事例集」(第一部)加工
http://www.biodic.go.jp/biodiversity/private_participation/guideline/jireisyu.pdf



考えられるビジネス機会

(別目的既存技術の転用例)

・モニタリング・センシング技術、それらデータのネットワーク化技術（ハイオーム、天地人などのベンチャー企業も含め数多く出ているが、鳥の目・虫の目レベルをどう使い分けるか/繋ぐか）

・環境負荷の評価・試験の技術

・自然資本の構成要素（水、土、大気…）へのストック汚染を防ぐ/浄化する技術

・自然資本の構成要素の使用量を減らすための技術

・それら技術を、生き物の技術・知恵を借りて開発（バイオミミクリー）

・自動車事業で培った技術を活用

◆画像認識技術により生産物と雜草を認識

自動車部品検査の画像認識技術

◆自動車のレーザーを照射し枯死させる

インバーナーレーザスマートを使用しているレーザー溶接技術

・インバーナーレーザスマートを使用しているレーザー溶接技術

資料提供：フタバ産業株式会社

ケーススタディ： ネイチャーポジティブ×テックベンチャー

事例：ネイチャーポジティブ×Techベンチャー

ネイチャーポジティブによる経済の実現に向けては、Techベンチャーによる技術活用のパイオニアと事業成長が期待され、以下2つの侧面で進んでいる。

①ソリューションの提供
(例：環境移送の分野で、ニーズとシーズのインテグレーションとしてリユースを提供)

②生態系の状態や構造から指針を提供
(例：ビッグデータのAI解析により生態系の状態や構造から分析やシミュレーションを提供)

自然資本は中長期に亘る公共財であり、ルール形成やファイナンス・人材側面、アジア等海外での展開の加速が、成長のカギとなる。

ビジネス機会規模：5.8兆円/年

日本におけるNPE実行伴伴接続機能の開発額47兆円/年（2030年時点）

※世界経済フォーラムの推計をもとに環境省推計。

（参考）環境系ベンチャーの登録数：2020年3月現在

・ユーパー社（2005年創業）は、時価総額860億円（2024年3月時点）

・Beyond Meat社（植物ベースの代替肉を販売、米国）は1500億円（2023年12月現在）

技術の概要：環境移送技術

（イノカ）

海沿環境を自然に近いまちで水槽

内に再現する独自の技術「環境移送

技術」を開発し、海洋生物

に対する影響評価のポート

サービスや、あらゆる事業者が水産資源

を活用した事業・研究を始める

よう支援するサービス等を提供



（ネイチャーポジティブに挑戦するベンチャー例）

農業：株式会社TOWING、エバーフラウド株式会社、株式会社SunesQ 他

林業：株式会社GREEN FORESTERS、株式会社セーリングループ 他

水産業：株式会社イカクラド株式会社、株式会社シーサンシャン、クニクス株式会社、

会員登録：株式会社エコロジカル 他

データ：株式会社シーケンサー、株式会社バイオーム、サクセス会社 等

参考：株式会社イカクラド、株式会社シーケンサー、J-GFB ビジネスフォーラム、Forbes Japan特集記事より環境省作成

技術の概要：データ分析

（シンク・ネイチャーポジティブ）

海沿環境を自然に近いまちで水槽

内に再現する独自の技術「環境移送

技術」を開発し、海洋生物

に対する影響評価のポート

サービスや、あらゆる事業者が水産資源

を活用した事業・研究を始める

よう支援するサービス等を提供



（ネイチャーポジティブに挑戦するベンチャー例）

農業：株式会社TOWING、エバーフラウド株式会社、株式会社SunesQ 他

林業：株式会社GREEN FORESTERS、株式会社セーリングループ 他

水産業：株式会社イカクラド株式会社、株式会社シーサンシャン、クニクス株式会社、

会員登録：株式会社エコロジカル 他

データ：株式会社シーケンサー、株式会社バイオーム、サクセス会社 等

参考：株式会社イカクラド、株式会社シーケンサー、J-GFB ビジネスフォーラム、Forbes Japan特集記事より環境省作成

価値創造プロセスの実現に当たって押えておくべき要素（行動指針）

自然資本の保全の概念を取り込んだ企業の価値創造プロセスの実現に当たっては、いくつか押えておくべき要素（行動指針）がある。これらを満たすための企業のがバナナ改革が行われることで、投資家等から取組が評価されやすくなり、効果的な価値創造が可能となる。

要素1】まずは自然の負荷の低減を

取組に当たっては、いわゆる「ミティゲーション・ヒエラルキー」の考え方方に則り、まずは事業活動から自然資本への負荷の回避・低減を十分に検討した上で、それに加えて自然資本にポジティブな影響を与える取組を検討すること。

要素2】具体的な負荷削減に向けた一歩ずつの取組も要請

企業の事業活動全体からの負荷について、総体的な把握・削減を目指すこと。同時に、事業活動と自然との関係を踏まえつつ、まずは事業の一部分から着手することも奨励されること。

要素3】損失のスピードダウンの取組にも価値

自然資本に直接にポジティブな効果をもたらす取組でなくとも、自然資本への負荷の低減もネイチャーポジティブに貢献することから、各企業とそのバリューチェーンにおいて、負荷の最小化と製品・サービスを通じた自然への貢献の最大化を同時に図ることにより、自然の回復力も含めたネイチャーポジティブの実現を目指すこと。

要素4】消費者ニーズの創出・充足

消費者ニーズを適切に把握するとともにそうしたニーズを創出し、ネイチャーポジティブに資する製品・サービスを市場に提供すること。

要素5】地域価値の向上にも貢献

ネイチャーポジティブの経営が、地域の生物多様性の保全と地域課題の解決に寄与すること。特に開発行為等により自然資本への負荷を及ぼす可能性がある場合には、負荷低減の取組等について、自動的な環境アセスメントも含め、地域住民等との丁寧な対話を通じてトレードオフの回避やシナジーの創出を目指すこと。

目次

- ✓ 生物多様性条約、国内外の目標・計画
- ✓ 30by30を核としたネイチャーポジティブ
- ✓ ネイチャーポジティブ経済
- ✓ 民間企業等との協力(自然関連財務情報開示含む)
- ✓ ネイチャーポジティブを巡る最新の国際動向と課題



TNFDの開発経緯

- ✓ 2019年1月：世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）で着想。
- 5月：G7環境大臣会合（フランス）において、タスクフォース立ち上げを呼びかけ。
- ✓ 2020年7月：グローバル・キャバーー、国連開発計画（UNDP）、国連環境計画金融イニシアチブ（UNEP FI）、WWFの4機関によりTNFD非公式作業部会（IWG）の結成を公表。（フランス政府と環境省での打合せ）
- ✓ 2021年1月：マクロン大統領（フランス）による支持。
- 3月：TNFD Draft Technical Scope公表

- ✓ 2021年6月：共同議長としてロンドン証券取引所グループ（LSEG）のDavid Craig氏とCBD事務局のElizabeth Maruma Mrema氏の就任を表明し、TNFDのリーダーシップを宣言。
- 9月：TNFDのフレームワークを推進するタスクフォースとそれを支援するTNFDフォーラムを立ち上げ（環境省も参加）
- ✓ 2022年3月：フレームワークのペーパー版0.1を公表
- ✓ 2023年3月：フレームワークのペーパー版0.4を公表
- 4月：G7環境大臣会合で、G7ネイチャーポジティブ経済アライアンスを設立
- 6月：G7アライアンスにて、情報開示に関するディスカッション・ペーパーを公開
- 9月：フレームワークのv1を公表

43

44

TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）v1.0

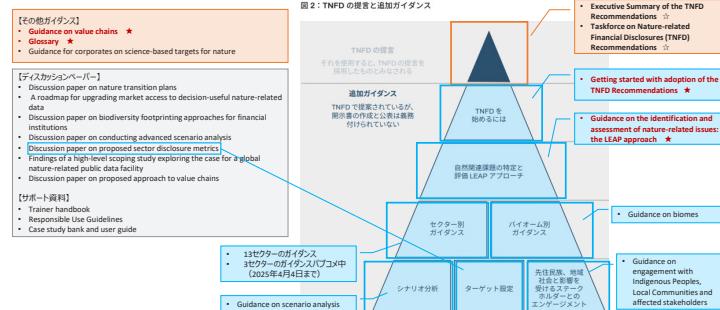
- 進展する自然関連課題について組織が報告し行動するためのリスク管理と開示の枠組みを開発し、提供するため、国際的なイニシアチブ、「TNFD」（Taskforce on Nature-related Financial Disclosures）が、2021年に発足。
- 2023年9月にTNFD最終提言v1.0が発行。 ビジネスによる自然関連課題（依存、インパクト、リスク、機会）と、それに対する企業の対応についてTCFDと整合した4つの柱（ガバナンス、戦略、リスクとインパクトの管理、測定指標とターゲット）の開示を推奨。
- 環境省は、TNFDに2年間で約50万ドル相当の拠出（直接、間接支援の合算）をすることを決定し、2024年10月28日公表
- 國際会計基準の設定主体であるIFRS財団（の国際サステナビリティ基準審議会ISSB）と覚書（MOU）を締結し、協働していく旨を、2025年4月9日に公表



資料：TNFD Websiteより環境省作成 45

TNFDガイダンス各種

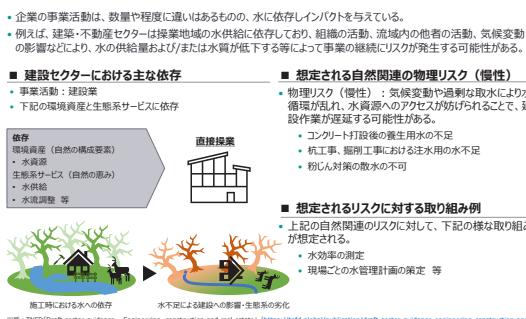
☆：TNFDにて翻訳済み、★：2024年度環境省事業にて翻訳



46

TNFD開示枠組

リスクと取組の例：操業地域の水が減少した結果、操業の中止や水管理コスト増加などのリスクにより被害を受けることが想定される



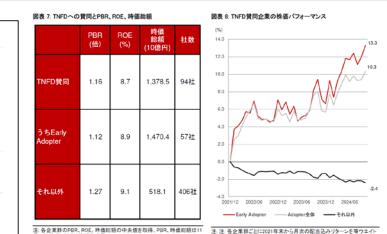
出所：TNFD Draft sector guidance - Engineering, construction and real estate (https://unf.global/publication/draft-sector-guidance-engineering-construction-and-real-estate-publication-content/) (2024年1月10日アーカイブ) より転載

環境や自然に関連する情報開示等と企業価値向上

- 九州大学の藤井教授らの研究により、「環境に関する情報開示や保全取組が進んでいる企業ほど利益率や企業価値が上昇している」とが判明
- 野村證券による分析で「TNFDに賛同する企業の株価パフォーマンスも良好に推移している」旨も判明



出典：九州大学HPへ引用：https://www.kyushu-u.ac.jp/researches/View/1184



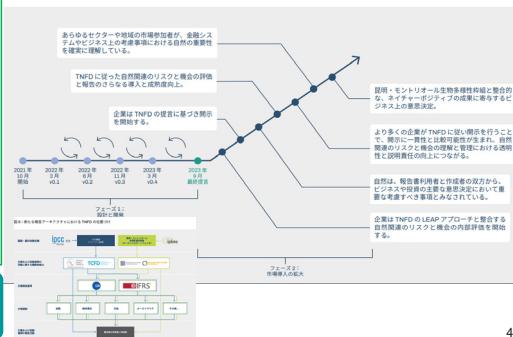
出典：NOMURA Global Markets Research 2024年1月14日「ESG・生物多様性、どう活用に留まつ？」（中川和也）より引用：48

TNFD 今後の動き～フェーズ1からフェーズ2へ

- 2019年1月：世界経済フォーラム年次総会（タガス会議）で着想。
- 2021年6月：TNFDのローンチを宣言
- 2022年3月：フレームワークのベータ版v.1を公表
- 2022年6月v0.2、11月v0.3、2023年3月v0.4と開発され、2023年9月最終版が公表された。
- 今後の優先課題
 - 追加ガイドライン（セクター別・バイオ多様性）の作成
 - その他の基準、報告インシデントとの整合やインプット
 - 企業の開示のためのキャバリアブル支援
 - データと分析の利用可能性と質
 - シナリオ分析
 - 事例研究と開示事例
 - その他

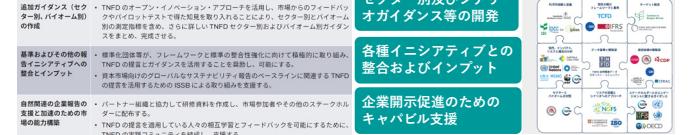
グローバルな政策目標やグローバルなサステナビリティ報告のペースラインとの整合性が重視され開発が行なわれている。→

図32: TNFDの提言を採用するための実施手順



TNFD 今後の動き～フェーズ1からフェーズ2へ

表5: 次のフェーズの開発課題



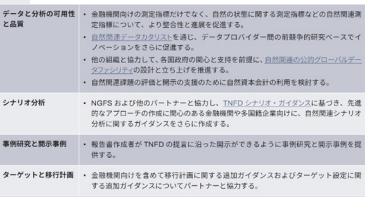
データの利用可能性とそのクオリティに課題

自然関連のパブリックなグローバルデータファシリティの設計と立ち上げを推進

New paper published:
Finding a High-Level Consensus Study Exploring the Case for a Global Nature-related Public Data Facility



INSTITUTE FOR NATURAL CAPITAL COMPUTATION



49

50

環境経営の枠組と新規枠組みの関係

企業によるTNFD、SBT for Nature等への対応は、これまでの環境経営の枠組みとの整合が重要

企業において既に実施されている環境経営の枠組みの活用

生物多様性に配慮した経営の高度化（国際的枠組の活用）



51

ISSBにおける国際サステナビリティ基準の検討について

■ 国際会計基準の設定主体であるIFRS財団は、2021年11月、国際サステナビリティ基準を策定するためISSB（国際サステナビリティ基準審議会）を設立。公開草案によるパブリックコメントを経て、**2023年6月末に最初のグローバルなサステナビリティ開示基準として「全般的要項事項（S1号）」及び「気候関連開示（S2号）」を公表**。

■ 国内では、2022年7月に財務会計基準機構（FASF）の下に正式に設立された**サステナビリティ基準委員会（SSB）**において、国際的な意見発信や、ISSBの基準を踏まえた国内基準の検討を実施中。

ISSBの設立と目的

・設立経緯：IFRS財団の評議会は2021年11月3日COP26において、**ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）の設立を表明**

・目的：企業のサステナビリティ開示の一貫性と、比較可能性を向上させるため、**気候変動リスク等のサステナビリティ情報開示の国際基準策定を目指す**



ISSBにおける次のアクションの議論

・ISSBでは、2024年以降の2年間における**アジェンダの優先度**に則り、市場に適して「**情報要請書**」を実施（2023年9月1日から切）

・リサーチプロジェクトとして挙げられたのは以下4つ。
(1) 生物多様性、生態系及び生態系サービス
(2) 人的資本
(3) 人権
(4) 報告における統合プロジェクト

・なお、本情報要請に関しては、G7広島サミットにおける首脳宣言において、「我々はまた、ISSBによる、その作業計画の市場協議に沿った、**生物多様性及び人的資本に関する開示に係る将来の作業に期待する**」旨が盛り込まれている。

出典：FASB財団HP、会計庁HP、ISSB HP等に複数参考

ISSBによる生物多様性、生態系及び生態系サービス（BEES）リサーチ・プロジェクト

- 国際会計基準の設定主体であるIFRS財団は、2021年11月、国際サステナビリティ基準を策定するためISSB（国際サステナビリティ基準審議会）を設立
- 2024年4月、ISSBは、生物多様性、生態系及び生態系サービス、及び人的資本に関する2つのサステナビリティ開示リサーチ・プロジェクトをアレンジに追加することを決定
- 「BEES関連の企業開示の現状評価」と「BEES関連のリスク機会が企業の将来見通しに関する調査結果を2025年中に公開する予定

リサーチ・プロジェクトの背景

- 2024年4月、ISSBは市場において生物多様性、生態系、生態系サービス（BEES）の開示ニーズが高まっていることを受けリサーチ・プロジェクトを採択した
- BEESの変化は企業のリスク・機会に大きな影響を与えると認識される一方で、国際的に確立された開示基準ツールが未整備であるから、既存のサステナビリティ会計基準審議会SASB（Sustainability Accounting Standards Board）基準を補完し、財務情報開示の限界を評価・定義するための新たなフレームワークの開発が求められている
- こうした背景のと、生物多様性、生態系及び生態系サービス、及び人的資本に関する2つのサステナビリティ開示リサーチ・プロジェクトをアレンジに追加することを決定した

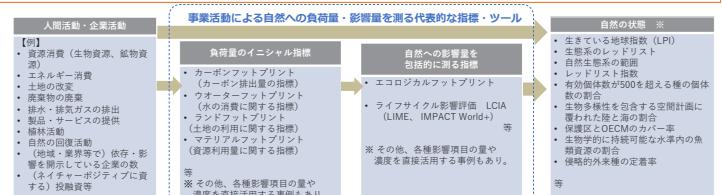
BEESリサーチ・プロジェクトの現状

- 2025年2月に開催されたISSBの会合では、「BEES関連の企業開示の現状評価」と「BEES関連のリスク機会が企業の将来見通しに与える影響」に関する調査結果を2025年中に公開する予定である
- 当会合では、BEES関連の開示基準やフレームワークに関する基本的情報、各基準やフレームワークの特徴、公的開示の示例、企業による開示状況について共有された

出典：ISSB 第一回開示会合（アドバイス）：2025/01/07

自身の取組評価のための指標・ツールの戦略的活用

- ネイチャーポジティブ経済への移行に向けた資金の流れの変革には、**事業活動による自然への負荷・影響の把握・開示を通じ、ステークホルダーが、企業のネイチャーポジティブに向けた取組を評価できるよう**することが必要。
- 評価ツールは数多くあるため、**企業がその事業形態・目的に合わせて選択**できるよう、情報の整備が必要。
- 事業活動における生物多様性・自然資本に関するリスクや機会を個別に特定するには、**事業活動と自然との接点における依存や負荷の関係を個々に評価することが必要**
- 一方で、企業がその事業活動と自然との関係を評価し、目標を設定して影響・負荷を包括的に下していく観点から水、土壤など自然を構成する要素のうち、自らの事業活動と密接に関連するものへの負荷量を測る**イニシャル指標**の活用や、**自然への影響量を包括的に測る指標**の活用が有用。



53

61

生物多様性に関する各種指標について

- 企業活動と生物多様性に関する影響評価のための指標は、目的に応じて多様な指標が開発・活用されている。
- 環境省「生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）」（2023年4月）では、例えば下記のような指標を例として掲載している。

カテゴリー	指標・ツール名	概要・特徴
生物多様性の影響評価（横断的）	エコロジカルフットプリント	フットプリントの可視化
	LIME2, LIME3	LCA影響の可視化
	ENCORE	リスクの可視化
	GLOBIO	人間活動の環境への影響を陸上生物多様性で評価
生物多様性の影響評価（ローカル）	IBAT（STARを含む）	生物多様性に関する地図情報を提供
	WWF Biodiversity Risk Filter	コモディティと場所に関するリスクの可視化
その他（水、森林など）	FAO/AQUASTAT	人口、水資源、水利用、灌漑の地理的データの可視化
	TRACE	生産地と消費国を結ぶ森林リスクの可視化
	WWF Water Risk Filter	ポートフォリオレベルでの現在と将来的水リスクの可視化
	WRI Aqueduct – Water Risk Atlas	事業者、投資家などのための水に関するリスク・機会の可視化
金融関係の指標	BFFIモデル	金融機関のための生物多様性フットプリントモデル
	DNB Indebted to Nature	生物多様性に関する3つのリスク（物理的リスク、移行リスク、評判リスク）の金融リスク換算
	CISL Handbook for Nature-related Financial Risks	生物多様性の特徴

環境省「生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）」（2023年4月）

55

ネイチャーフットプリントの開発と実証事業

- TNFD*の報告を受け、日本では世界最多の134社が自然に関する財務情報の開示を宣言している一方、開示に取り組む企業にとっては、**「指標」に何を採用するかどのように算定評価するか**という課題がある。
- PBAP*は金融機関側に生物多様性に関する定量分析の方法としてLCAの影響評価の積極的な活用を推奨しているものの、現段階のLCA手法は、地域依存度が低く、生態系サービスに関する評価が組み合わされているなどの課題があり、TNFDの要求を満たすための改善が求められている。

そこで、現状の課題を解決するため、LCA*の影響評価手法の一つであるLIMEを発展させつつ

企業の事業活動におけるサプライチェーン全体の環境負荷を“見える化”するネイチャーフットプリントを開発

- ▶ 地域評価度をより細分化することで、これまでの一概的な評価手法とは異なり、生物多様性地図を用いて算定できたり、日本国内の環境条件を踏まえた評価となり、国内企業にとってビジネスと自然の接点を正確に把握する機会となる。
- ▶ 生態系サービスの具体的な側面を考慮する必要性は長々（国際的に）認識されてきたが、**生物多様性と生態系サービスの双方に着目したネイチャーフットプリント**は技術的な優位性を有する。

■ TNFDの報告を受け、日本では世界最多の134社が自然に関する財務情報の開示を宣言している一方、開示に取り組む企業にとっては、**「指標」に何を採用するかどのように算定評価するか**という課題がある。

- 製造業を中心としてネイチャーフットプリントver.0の利用事例を積み上げていき、今年度のうちにネイチャーフットプリントver.1を公表し、LCA/カーボンアドに実装。
- ▶ 事業者向けの活用ガイドの公表
- 国際的にも金融業界の投融資判断において生物多様性への配慮が求められる傾向にあるなか、ネイチャーフットプリントの活用を進めるべく、金融機関との意見交換を実施。
- ▶ 金融機関向けの活用ガイドの公表
- TNFD事務局等での取組発信を通じて、ASEAN地域における仲間づくりやネイチャーフットプリントの国際標準化を目指す。

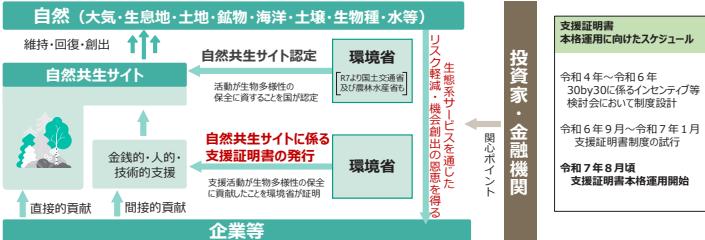
*1 TNFD(Technical Working Group on Nature-related Financial Disclosure)：自然経済影響評価ガイドライン
*2 PBAP(Partnership for Biodiversity Accounting Principles)：金融会員企業が開示するサプライチェーン

*3 LIME(Life cycle Impact assessment Method based on Endpoint modeling)：日本開発のサプライチェーン評価手法

56

自分の土地でない自然共生サイトに支援した際の“支援証明書”

- 自社で土地を有する企業等は、その土地を自然共生サイトに申請・登録し、保全管理等の活動を通じて直接生物多様性の保全に貢献することができるが、**そうでない企業の場合は、地域でつながりのあるサイトや自社のバリューチェーンに関連するサイト等の取組を支援することが有用である**。支援証明書は環境省の証明により、その有用性を示すことができるツールである。
- TNFDでは、企業は、自然間連のリスク・機会に対し、負の影響を回避・低減した上で、自然の回復・再生に取り組むことが望ましいとされている。さらに、**自然共生サイトへの支援を通じて、企業は自然の回復・再生への貢献を示すことで、ネイチャーボディティブ経営への移行を市場に訴求することができると考えられる**。



57

支援証明書（試行版）を取得した支援事例（大成建設→蒜山自然再生協議会）

- 支援概要 「蒜山高原鳩ケ原草原及び周辺湿原」での自然再生活動への支援：湿地のモニタリング（環境調査）に係る技術的支援及び山焼きの実施に係る人的支援等
- 支援の目的 環境省によるマニラグの計画を機契として、蒜山自然再生協議会様と2024年11月に2030年度までの7年度間にわたり連携協定を締結し、支援を開始。自然共生する社会の実現に向けて、「蒜山高原鳩ケ原草原及び周辺湿原に残る貴重な自然環境の保全を目的としたサクラ保全会主催地域等での湿地保全・再生や、茅の利用促進及び拡大に関する活動の支援など、自然再生協議会様と連携した取り組みを進めている。
- 支援事例
 - 蒜山自然再生協議会との協定の締結
 - 山焼きの様子（参考：過去の実例）
 - 希少植物の例：サクラウ
 - 茅の収穫風景（参考：過去の実例）
 - 支援証明書（試行版）



58

ネイチャーポジティブ経営推進プラットフォーム（通称「NPEプラットフォーム」）開設



ネイチャーポジティブ経営の移行へ

目次

- ✓ 生物多様性条約、国内外の目標・計画
- ✓ 30by30を核としたネイチャーポジティブ
- ✓ ネイチャーポジティブ経済
- ✓ 民間企業等との協力（自然関連財務情報開示含む）
- ✓ ネイチャーポジティブを巡る最新の国際動向と課題



62

昆明・モントリオール生物多様性枠組



- 生物多様性に関する新たな世界目標
- 2050年ビジョンは夢知目標から引き継がれた「自然と共生する世界」
- いわゆる「ネイチャーポジティブ」の実現が2030年ミッション



14. 生物多様性の多様な価値を、政策・方針、規制、計画、開発プロセス、監視、モニタリング、アセスメント、環境インパクトアセスメントとともに、より広く認識して統合することを確立
15. 企業者(ビズネス)が、特に小・中企業者と連携して、生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存や影響を評価、開示し、持続可能なアセスメントとアドバイスを提供するための指針を講じる
16. 適切な情報によると持続可能な消費の選択を可能とし、食料産業の半減、過剰消費の大幅な削減、農業物発生の大削減を達成するため、グローバルフットプリントを削減

61

生物多様性条約第16回締約国会議(CBD-COP16)の結果概要

期間 2024年10月21日(月)～11月1日(金)(翌2日朝)

※ 次回COP17は2026年にアルメニア・エバパンで開催予定。

ポイント

- 生物多様性条約COPとしては過去最大規模の13,000人超が参加。
- 日本政府代表団として、外務省、文部科学省、農林水産省、水産庁、経済産業省、環境省から参加。ハイレベルセグメントには松澤裕・環境省地球環境審議官が出席。
- 2022年12月の「昆明・モントリオール生物多様性枠組」(GBF)実施後初のCOP。GBFの実施実施に向けた具体的な仕組みや進捗方について議論。
- 遺伝資源のデジタル配列情報(DSI)の使用に係る利益分配に関する多国間メカニズムの大枠や、先住民族等の参画に関する補助機関の設置を決定。他方、GBF実施のための資源動員、GBFモニタリング枠組等は、最終日に会合が中断され採択に至らず、再開会合の時期等は未定。
- 環境省から、生物多様性国家戦略改定や実施の経験、30by30目標実現のための自然共生サミットの認定、G7ネイチャーポジティブ経済アライアンス、外來種対策、SATOYAMAイニシアチブなどの日本の取組を発信。



主な議題の概要

① 遺伝資源のデジタル配列情報(DSI)

- COP15で設立が決定された多国間メカニズムに向け、DSIから利益を得る業界のDSI使用者が、利益などの一部をグローバル基金(「カリ基金」)に提出することを締約国が促すことで、それを生物多様性条約の目的のために使うことが決定された。
- 生物多様性保全のための資源動員、GBFモニタリング枠組等
- GBFの実施に必要な資金を動員するための中期戦略、GBFの進捗を測るための指標を含むモニタリング枠組等について、いずれも採択に至らなかった。

62

遺伝資源のデジタル配列情報(DSI: Digital Sequence Information)の使用に係る利益分配に関する多国間メカニズム

決定の概要

- COP15で設立が決定されたDSIの使用に係る利益分配に関する多国間メカニズムについて、DSIから利益を得る業界のDSI使用者が、利益などの一部をUNDPが管理するグローバル基金(「カリ基金」)に提出することを締約国が促すことで、それを生物多様性条約の目的のために使うことが決定された。

基金への提出

- DSIの使用者であって一定規模以上の者は、利益の1%又は売上の0.1%を目安として提出(今後さらには検討し、次回COP17において決定)
- 対象企業規模の目安は、総資産、売上及び利益のうち2つ以上の過去3年間の平均値が、それぞれ2000万米ドル、5000万米ドル、500万米ドルを超えること。(同上)
- DSIの使用者は、例えば、①医薬品、②健康食品、③化粧品、④動植物育種、⑤バイオテクノロジー、⑥DSIの使用に係る実験機器、⑦DSIに係る情報・科学技術サービスの業種に属する者をいう。
- 基金への提出後は、受領書及び証明書が発行される。

基金からの分配

- 基金からの分配は、生物多様性条約の目的の実現、DSIに係る能力開発支援のために用いられる。
- 基金の少なくとも半分は、先住民及び地域社会が指定する組織に直接的に、または政府を通じて配分される。また、一定の割合が、DSIの利用に係る途上国の技術開発支援のために配分される。
- COP17で決定される算定式等により、各国が特定する国内基金等に直接配分される。
- 資金を受け取る国内基金等は、資金の用途に係る説明責任を有し、報告書を提供する。

63

生物多様性条約第16回締約国会議(CBD-COP16)再開会合の結果概要

日程等

日時：2025年2月25日(火)～2月27日(木)

場所：国連食糧農業機関(FAO)本部(イタリア・ローマ)

議長：スザン・ルマード コンゴ環境・持続可能な開発大臣

議題：モニタリング枠組、レビューメカニズム、資源動員、資金メカニズム、

他条約及び国際機関との協力、COPの多年度作業計画、組織的事項 等

ポイント

- 2024年10月のCBD-COP16が中断されたことを受け、残された議題を議論するため開催。
- 参加人数は約900名(うち締約国は574名)。サイドイベントはなく実務的な会合。
- 資源動員・資金メカニズムは、2025年から2030年までの資源動員戦略フォーラム(2025-2030)、2030年以降に向けた資源動員の枠組の運用のためのロードマップ等が決定。
- レビューメカニズム・モニタリング枠組は、GBFの実施をモニタリングするための枠組(指標を含む)並びにCOP17及びCOP19で実施が予定されるグローバルレビューワーの仕組みが決定。
- 残された全ての議題について審議が終了し、CBD-COP16は正式に閉幕。
- DSIの使用に係る利益分配に関する多国間メカニズムにかかる「カリ基金」について、メディア向けイベントにおいて基金の設立が発表された。



CBD-COP16再開会合の様子

6

自然資本を巡る奪い合いと評価における課題

各国は自国の自然資本を自国のルールに従って開発する主権的権利を有するが、そこから発生する生態系サービスについては世界各国(とくに先進国)に対価を求める傾向が高まっている

つまり、自然資本の主張・奪い合いが強まる傾向にある

自然資本のクレジット・アセット化の国際的な統一化・共通の市場化を見越してそのルールが適切なものになるように誘導していく必要がある

自然資本(水、鉱物、森林等)の利用に関する新たなデータリソースに対応が求められる社会に移行し、例えばハイリスクが高い地域での生産活動(投資)が避けられる傾向になることが考えられる

現在、ハイリスクの評価についてデータベース化としてWRIのツールが使われているが、そこではインフラ(ダム・水道)の効果が十分に反映されていない等の原因で日本の水リスクが過大評価されている

※日本の重要なルールマイカーである研究非営利組織(WRI)の稲作は、水田に水を張っている場合メタを出しそうく、また水資源を沢山使い、単作のバターンが多いことから、環境に悪い農法だと捉える意見も、海外にはある

場合によっては、金融市場から各企業への評価において、日本の取組が適正に評価されずグローバルなバリューチェーンから排除されるおそれがある

65

自然資本への依存・影響評価における課題



出典: Daniel Moran and Kaitlyn Kempton: Identifying species threat hotspots and biodiversity loss hotspots in Japan. Future directions for the use of biodiversity monitoring data in conservation planning in Japan. Future directions for the use of biodiversity monitoring data in conservation planning in Japan.

出典: Moran et al. (2023)

出典: Tsumura et al. (2023)

日本の消費がサプライチェーンを通じてTNCの絶滅危惧種の生息地にどう影響を及ぼしているかのヒートマップ

ASEANの熱帯雨林地域などへの影響が大きくなられる

日本は海外の自然資本に大きく依存している(漁業除く)

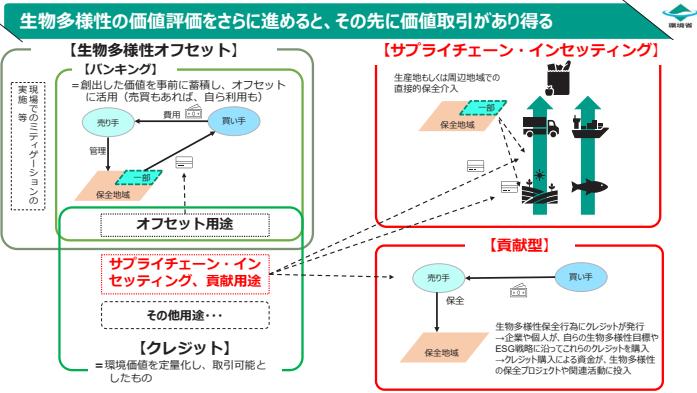
生物多様性クレジットに関する国際諮問パネル (IAPB)

- IAPB（生物多様性クレジットに関する国際諮問パネル）は、信頼性の高い生物多様性クレジット市場を発展させることを目的として、「生物多様性クレジット市場の健全性を高めるためのフレームワーク」^{※1}を公表。
 - この中で、ハイレベル原則^{※2}および、市場関係者等向けの運用ガイドンスが発表された。
 - IAPBでは、コンプライアンスクレジットだけをターゲットとしておらず、ボランタリークレジットもターゲットに含めて、生物多様性クレジットについて右記の3つの利用目的を提示している。

- 生物多様性クレジットの利用目的
- ①自然目標へのエビデンスに基づく貢献
- ②生物多様性影響の現地でのオフセット
- ③サプライチェーン内でのインセット

- ※1 Framework for high integrity biodiversity credit market
- ※2 High-Level Principles

6



生物多様性クレジット制度の検討状況

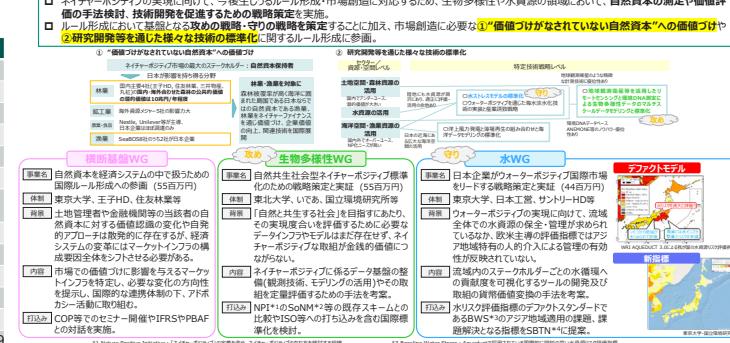
生物多様性クレジット制度に関する各国の検討状況について、IAPB（International Advisory Panel on Biodiversity Credits）の公表資料をもとに整理した。

国名	利用事例	機関・実施状況	市場の種類
オーストラリア	貢献（生物多様性証明書）	2025年初頭に予定	任意
フランス	貢献	州レベルで予定（パラオ州）	任意
カナダ	貢献（生物多様性証明書）	運用中（パイロット版）	任意
中国	貢献	予定（2024年NBSAPで発表）	
コロニア	補償（ハイタット・バンキング）	運用中	コンプライアンスと任意
ガボン	補償（生物多様性クレジット付き生息地バンキング）	制定（自動的な取組を模索中）	コンプライアンス（任意を模索中）
ドイツ	補償（ハイタット・バンキング）	運用中	コンプライアンス
インド	貢献・クリーン・クレジットプログラム	運用中	原則任意（植林は除外）
ニュージーランド	貢献	計画中（2023年に協議）	任意
フィリピン	貢献（生物多様性クレジット）	ガイドライン発行予定	
UK（イングランドのみ）	補償、ネットダウン	運用中	コンプライアンスと任意
USA	補償（ハイタット・バンキング）	運用中	コンプライアンスと任意

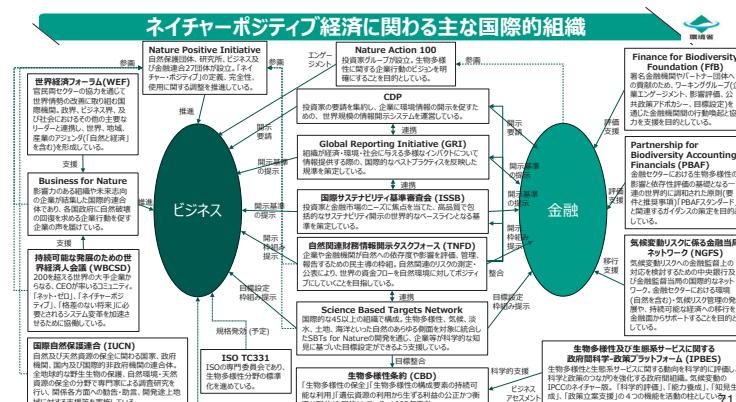
ネイチャーポジティブの実現に向けた国際ルール形成と市場創造

令和6年度 200百万円
令和3年度 138百万円

 [微博](#)



70



金華市志稿 1993—1995年編纂工作紀要

- ◆ ネイチャーポジティブ経済移行戦略（2024年3月）に基づいて2025年度早期に取りまとめ予定のロードマップ（2025-2030年）では、NPな経済・社会への転換に向けて、**自然資本保全の取組を企業の優先上位に位置付ける**、への取り組みが複数記載されている。



64

2025/06/17 CEIS 2025年度前期 社会人会員向け交流・研究会
「ネイチャーポジティブに向けての対応の推進」第2回

ネイチャーポジティブに向けての 生物多様性や生態系サービスの 評価・将来予測 (抄)

山野博哉
(東京大学／国立環境研究所)

1

山野博哉

国立環境研究所 生物多様性領域
東京大学 地球惑星科学専攻

専門：自然地理学
1993：沖縄に行く、卒論開始
1999：東京大学大学院
理学系研究科地理学専攻修了
1999-2025まで：国立環境研究所
2005-2007：ニューカレドニア
フランス開発研究所（IRD）で在外研究
2024-現在：東京大学

研究内容

- サンゴ礁の…
- 物理環境
- 造礁生物分布
- 地形形成史
- リモートセンシング
- 気候変動影響評価（データマイニング、モニタリング、将来予測）
- 保全計画（重要海域選定、保護区配置、陸域負荷の低減）



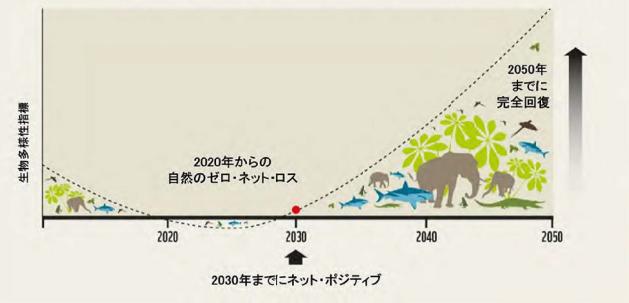
2

本日の内容

- ネイチャーポジティブをめぐる状況
- 生物多様性・生態系サービスの指標と評価
- 将来シナリオ
- 予測から対策へ
 - 気候変動
 - 社会変動

3

自然のための世界目標: 2030年までのネイチャーポジティブ

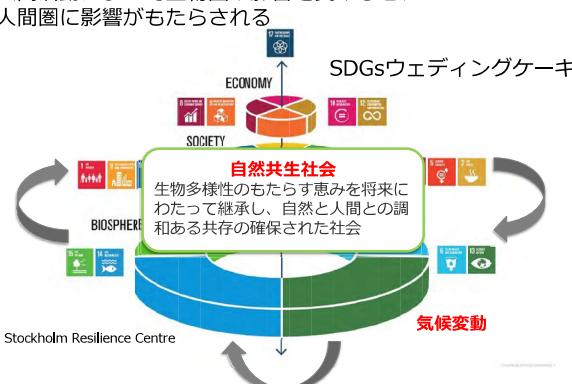


https://www.iucn.jp/explanation/nature_positive/

4/16

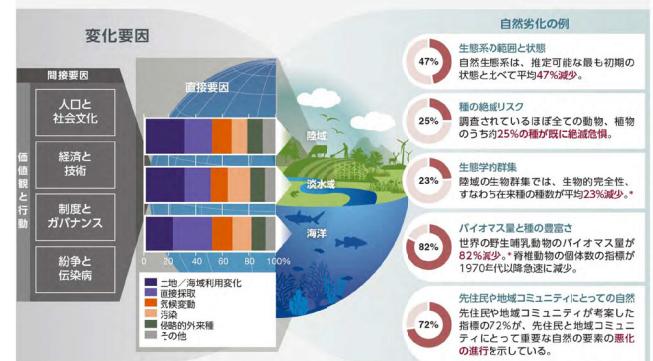
生物圏：人間社会を支える基盤

人間活動によって生物圏が影響を受けると、
人間圏に影響がもたらされる



5/16

ネイチャーポジティブ達成には、社会変革が必要



6/16

2022年12月 生物多様性条約COP15にて 「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択



7

昆明・モントリオール生物多様性枠組

角 作成



8

日本生態学会誌 (Japanese Journal of Ecology) 74:85-109 (2024)

特集2 COP15 昆明・モントリオール生物多様性枠組解説

総説

昆明・モントリオール生物多様性枠組の目標・ターゲット・指標：その内容と有用性の解説

池上 真木彦^{1,*}・角 真耶¹・石田 孝英¹・山野 博哉¹・香坂 琢²・石濱 史子¹・亀山 哲¹・小出 大¹・小林 邦彦³・富田 基史⁴・角谷 拓¹

¹ 国立研究開発法人国立環境研究所 生物多様性領域

² 東京大学大学院農学生命科学研究所 森林科学専攻

³ 一般社団法人海外環境協力センター

⁴ 一般財団法人電力中央研究所 ヤクテナブレシステム研究本部

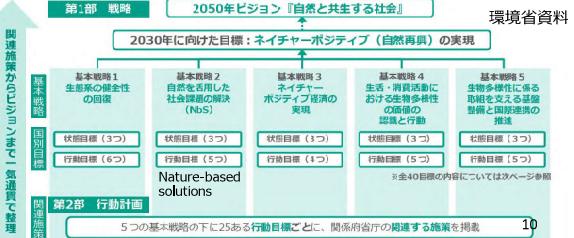
日本生態学会誌に解説

9

生物多様性国家戦略2023-2030の概要



1. 位置づけ
 - ・新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に對応した戦略
 - ・2030年までの「ネイチャーポジティブ（自然再構）」の実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略
2. ポイント
 - ・生物多様性保全と気候変動の「2つの危機」への着合せ対応。ネイチャーポジティブ実現に向け社会の根本的変革を推進
 - ・30by30目標の達成等の取組により健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持保護
 - ・自然資本を守り活用する社会経済活動（自然や生態系との融合や評価が組み込まれ、ネイチャーポジティブの動力となる取組）の推進
3. 製成・推進
 - ・第1部（戦略）では、2030年のネイチャーポジティブの実現に向け、5つの基本戦略と、基本戦略ごとに「状態目標（あるべき姿）」（全15個）と「行動目標（なすべき行動）」（全25個）を設定
 - ・第2部（行動計画）では、第1部で設定した5つの基本戦略ごとに関係省庁の「関連する具体的施策」（57施策）、各戦略・行動目標の進捗を評価するための「指標群」を設定（同時に、モントリオール生物多様性枠組のヘッドライン指標にも対応する指標を含む）



本日の内容

- ・ネイチャーポジティブをめぐる状況
- ・生物多様性・生態系サービスの指標と評価（略）
- ・将来シナリオ（略）
- ・予測から対策へ（略）
 - 気候変動
 - 社会変動

11

まとめ

- ・ネイチャーポジティブ達成には、生物多様性の劣化要因をもたらす社会の変革が不可欠である
- ・気候変動分野でのシナリオと、生物多様性・生態系サービス分野でのシナリオをつなぐ必要性がある
- ・気候変動影響に対し、保全と利活用をバランスよく進め、シナジーの創出、コンフリクトの解消を行っていく必要がある・・・保護区や自然共生サイト
- ・社会経済と生物多様性・生態系サービスの評価と対策立案に向けた統合評価モデルの開発が進行中

74

参考資料3-3 第3回講演会 宮本講師 スライド



CEIS 2025年度前期 社会人会員向け交流・研究会
「ネイチャーポジティブに向けた対応の推進」第3回

ネイチャーポジティブと 企業活動

2025年7月29日
株式会社JINENN 代表取締役社長 宮本育昌

JINENN © 2025 1

自己紹介



株式会社JINENN

代表取締役社長

宮本育昌(Yasuaki Miyamoto)

経歴

- 早稲田大学大学院理工学研究科物理学及び応用物理学専攻(修士)修了後、国内電機メーカーで1991-2007年に半導体の研究開発・生産管理、2007-2020年にCSR・環境経営に従事。自社サプライヤーのCSR調達監査の推進、国内外グループ会社の環境管理推進、統括、環境コミュニケーションの推進などに携わる。また、業界団体を代表して国際会議などに参加し、業界の生物多様性の取り組みを報告した。
- 2018-2020年は、ホールディング会社に兼務出向し、ESG推進に従事。CSR中長期計画、TCFD、生物多様性関連規程などの検討に携わる。
- 2021年3月にJINENNを開業、2023年1月に法人化し、自然/生物多様性を中心環境・社会課題に関するコンサルティング、動向調査などを提供している。また、外部委託でサステナブルファイナンス/CFP検証、サプライチェーン管理などにも携わる。
- 日経ESGに「TNFD開示対応の先端ツールの使い方「自然の情報開示」に備える」(2021年8月号)、「EUが自然資本タクソノミー 生物多様性も輸入障壁」(2021年11月号)、「開示に関する世界の動きとイニシアチブ 一目で分かる自然の規制・ルール」(2024年8月号)、「ESGとTNFD時代のイチから分かる生物多様性・ネイチャーポジティブ経営(藤田香 著)」(2023年4月17日発売)の第6章「TNFDや評価ツール、規制を知る」に3本の記事を寄稿した。

JINENN © 2025 2

目次

1. ネイチャーポジティブと経済活動
2. ビジネスと自然に関連するイニシアチブとその動向
3. 自然関連情報開示の動向
4. 自然関連目標設定の動向

1. ネイチャーポジティブと 経済活動

JINENN

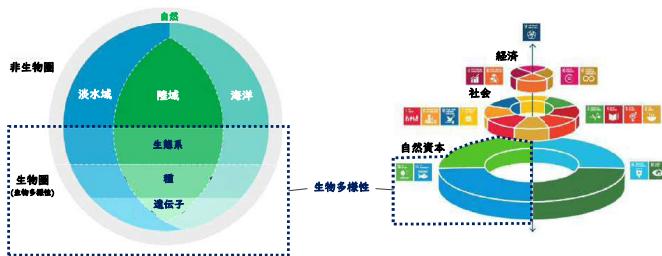
JINENN © 2025 3

JINENN

JINENN © 2025 4

自然(Nature)の重要性

- 自然は、社会/経済にサービス提供して繁栄/幸福を支えており、世界のGDPの半分以上が自然に大きく依存している。

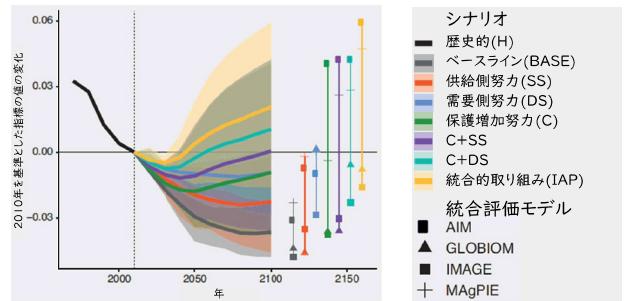


出典: WBCSD, [What does nature-positive mean for business? - Practitioner guide](#) (2021年12月9日)

JINENN © 2025 5

生物多様性回復への道筋の検討

- IPBESは、世界の生物多様性の損失は止まっておらず、シナリオ分析により回復には統合的取り組みが必要であることを示した。

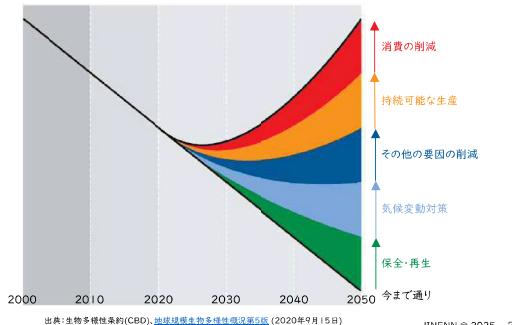


出典: 生物多様性および生態系サービスに関する政治開示枠→政策プラットフォーム(IPBES)、
生物多様性と生態系サービスに関する地政機関評価報告書 (2019年5月6日)

JINENN © 2025 6

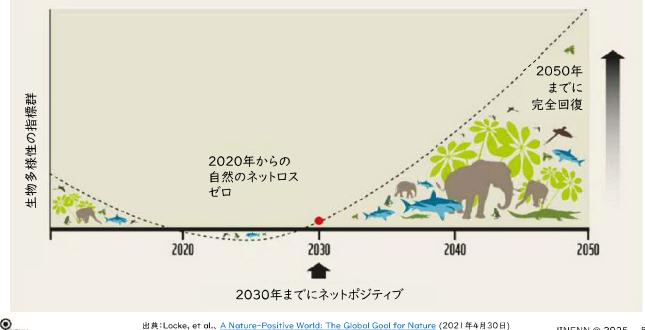
生物多様性回復への道筋の検討

- IPBESの報告を踏まえ、CBDは世界の生物多様性の損失を止め、反転させるための行動ポートフォリオを示した。



生物多様性回復への道筋の検討

- 経済団体・IGO/NGOは論文「ネイチャーポジティブな世界:自然のための世界目標」でネイチャーポジティブの概念を提唱した。



昆明・モントリオール生物多様性枠組

- CBD COP15で採択されたKM-GBFに「ネイチャーポジティブ」の概念と、その達成に向けて企業が行うべきことが記載された。

セクション B. 目的

4. 昆明・モントリオール生物多様性枠組は、社会全体の間により、生物多様性の損失を止めて反転させ、本枠組がビジョン、ミッション、ゴール及びターゲットの中で設定した成果を達成することにより、条約の3つの目的と議定書の実施に貢献するべく、政府、準國家及び地方政府による緊急かつ革新的な行動を触媒し、可能にして活性化することを目的とする。この枠組みの目的は、条約の3つの目的をバランスのとれた形で完全に実施することである。

ターゲット 15

生物多様性の負の影響を徐々に低減し、正の影響を増やし、事業者(ビジネス)及び金融機関への生物多様性関連リスクを減らすとともに、持続可能な生産パターンを確保するための行動を推進するため、事業者(ビジネス)に対し以下の事項を奨励して実施できるようにし、特に大企業や多国籍企業、金融機関については確実に行わせるために、法律上、行政上又は政策上の措置を講じる。

- (a) 生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存及び影響を定期的にモニタリングし、評価し、透明性をもって開示すること、これをすべての大企業及び多国籍企業、金融機関については要求などを通じ、事業活動、サプライチェーン、バリューチェーン及びポートフォリオにわたって実施する
- (b) 持続可能な消費パターンを推進するため消費者に必要な情報を提供する
- (c) 該当する場合は、アクセスと利益分配の規則や措置の進捗状況について報告する

JINENN

出典:環境省「昆明・モントリオール生物多様性枠組(環境省原稿)」(2023年3月1日時点)

JINENN © 2025 9

JINENN

JINENN © 2025 10

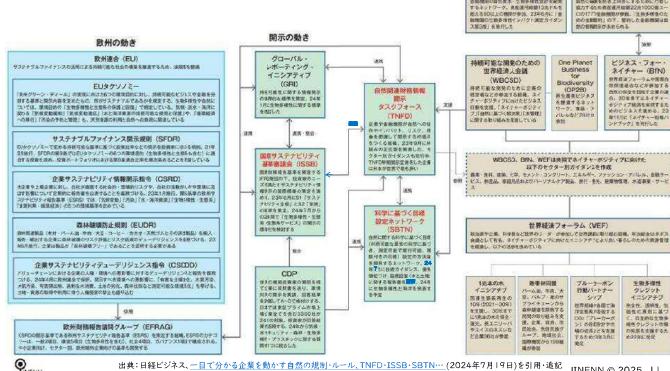
2. ビジネスと自然に関連するイニシアチブとその動向

全体像

持続可能な経済と社会課題解決

- 経済が持続するには、自然を含めた社会の持続可能性が必須となる。金融はその中心に位置している。

- 国際条約において、自然を含む社会課題解決への民間資金動員への期待が拡大。
- EUはグリーンディールにおいてサステナブルファイナンスを推進し、基準としてEU Taxonomyを制定。
- 気候変動/自然による金融システムリスク発生懸念を回避するため、金融ポートフォリオでのリスク資産洗出しが必須化。そのため、EUはサステナブルファイナンス開示規則(SFDR)を制定し2021年3月10日に施行。金融機関にEU Taxonomyに従った資産の区分の報告を義務化。
- 金融業界は、SFDR等の情報開示要請に応えるため、比較可能な形での企業のESG情報開示を強く要望。これに応える形でEUは企業持続性報告指令(CSRD)を制定し2023年1月5日に施行。開示基準である欧州持続可能性報告基準(ESRS)を含む委任法が2023年7月31日に欧州議会で採択された。
- EUは、持続可能な社会に不適切な企業活動を規制するため、従来の規制を強化すると共に透明性を高めるためのデューディリジェンスの義務化を進めている。



JINENN

JINENN © 2025 12

欧洲グリーンディール

- EUは政策におけるSDGsの主流化を進めるため、欧洲グリーンディールを2019年12月11日に発表した。
 - 欧州グリーンディールは、「全ての政策分野において気候と環境に関する課題を機会に変えることで欧州連合(EU)経済を持続可能なものに転換し、その移行を行全ての人々にとって公正かつ包摂的なものにするための行程表」と位置付けられている。
 - 欧州グリーンディールの行程表には、「クリーンで循環型の経済に移行することで資源の効率的な利用を増やすとともに、気候変動を食い止め、生物多様性の喪失を逆転させ、汚染を減らすための取り組み」が盛り込まれている。
 - 欧州グリーンディールの目標を達成するには「相当な投資が必要」であり、「官民双方の投資が必要」とされている。
 - 「公正な移行メカニズム(Just Transition Mechanism)」を創設し、新たな経済分野における再訓練や雇用機会へのアクセスを提供し、社会的・経済的に最も脆弱な市民を支援」することとされている。

INENN

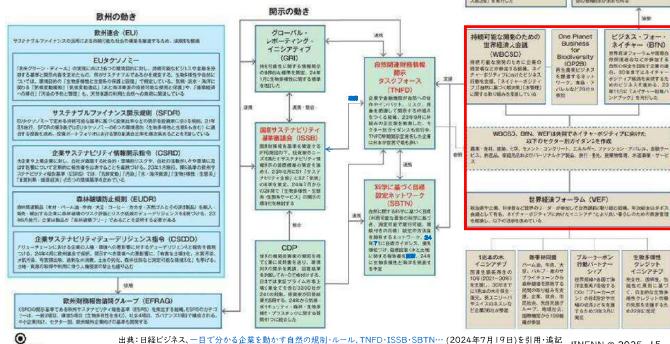
出典:EU External Action「欧州委員会、脱炭素と経済成長の両立を図る「欧州グリーンディール」を発表」より作成 JINENN © 2025 13

EU Taxonomy

- ・欧州産業分類に基づく経済活動毎に、グリーン基準、重大な危害を与えない基準(DNSH)、最低限の安全策が定められた。

JINENN © 2025 14

全体像(ビジネスイニシアチブ)



JINENN

出典:日経ビジネス、[一目で分かる企業を動かす自然の規則・ルール、TNFD・ISSB・SBTN…](#) (2024年7月19日)を引用・追記 JINENN © 2025 15

ビジネスイニシアチブの動き:WEF

- WEFは、CBD COP15に向けた提言としてまとめた新自然経済報告書シリーズにおいて、「ネイチャーポジティブ」経済を提唱した。



出典:世界経済フォーラム(WEF)、[The Future Of Nature And Business](#) (2020年7月14日)

JINENN © 2025 16

ビジネスイニシアチブの動き:WBCSD

- WBCSDは、ビジネスにおける「ネイチャーポジティブ」について2021年12月に実践者向けガイドを発行した。

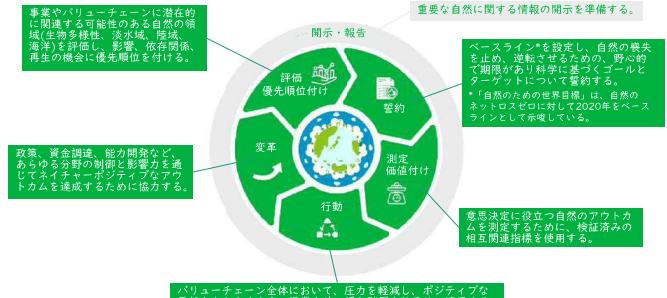


8

出典:WBCSD, What does nature-positive mean for business? – Practitioner guide (2021年12月9日) www.wbcsd.org/-/media/assets/nature-positive-practitioner-guide.ashx

ビジネスイニシアチブの動き:WBCSD

- ・ビジネスが「自然のための世界目標」に貢献するため、以下の基本要素に取り組むことを推奨した。



出典:WBCSD, [What does nature-positive mean for business? - Practitioner guide](#) (2021年1月9日) から作成。 [WBCSD](#) - [www.wbcsd.org](#) - 19

70

基本要素:評価・優先順位付け

- ・ビジネスにおける対応を検討するため、自然を対象にバリューチェーン全体における影響などを評価し、優先順位をつける。

- ・企業は、自然のすべての領域(陸域、淡水域、海洋)に潜在的に関連する可能性のある生物(すなわち生物多様性)と非生物の両方の要素を考慮する必要がある。
- ・直接操業とバリューチェーン内の生物多様性と生態系サービスに対する重要な影響と依存性、およびビジネス、人、自然界に関連するリスクと機会の評価に基づいて優先順位を付ける必要がある。



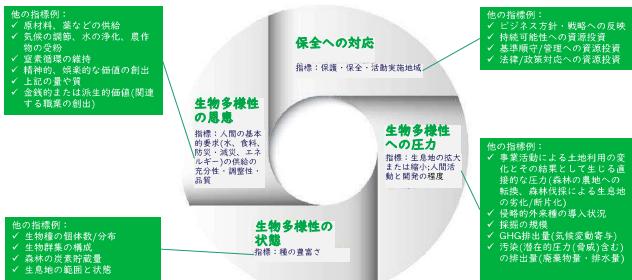
JINENN

出典:WBCSD, [What does nature-positive mean for business? - Practitioner guide](#) (2021年12月9日)

JINENN © 2025 19

基本要素:測定・価値付け

- ・相互に関連した自然に関する指標を活用し、ビジネスの意思決定に役立てるモデルとして、以下が例示された。

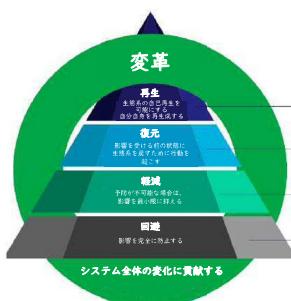


JINENN

出典:WBCSD, [What does nature-positive mean for business? - Practitioner guide](#) (2021年12月9日)から作成 JINENN © 2025 20

基本要素:行動

- ・「後悔のない行動」として、以下の枠組が例示された。



JINENN

出典:WBCSD, [What does nature-positive mean for business? - Practitioner guide](#) (2021年12月9日)から作成 JINENN © 2025 21

ビジネスイニシアチブの動き:BfN

- ・Business for Nature(BfN)は、CBD COP15において、企業の情報開示義務化を求めるキャンペーンを展開した。



JINENN

出典:Business for Nature, [MANDATORY DISCLOSURE](#)より作成 JINENN © 2025 22

ビジネスイニシアチブの動き

- ・BfN、WEF、WBCSDは、ネイチャーポジティブに向けたビジネスの行動を促すための15のセクターガイダンスを共同で発行した。



JINENN

出典:Business for Nature, [Sector Actions Towards a Nature-Positive Future](#)より作成

JINENN © 2025 23

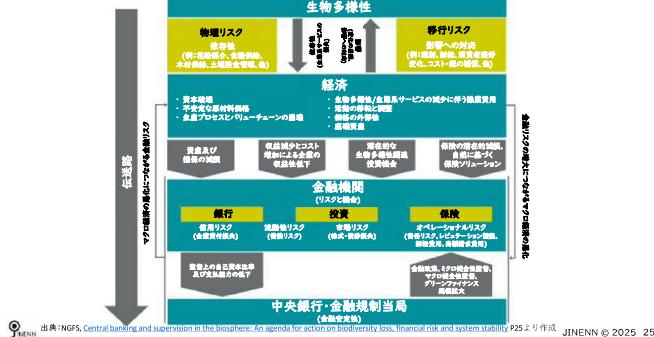
JINENN

JINENN © 2025 24

3. 自然関連情報開示の動向

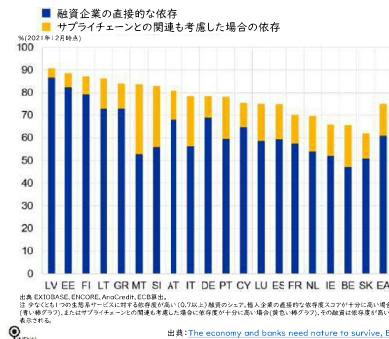
金融システムリスク発生懸念: 自然

- 気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク(NGFS)は、気候に続き自然においてもシステムリスクが起こりうることを示した。



ECBによる生物多様性リスク評価

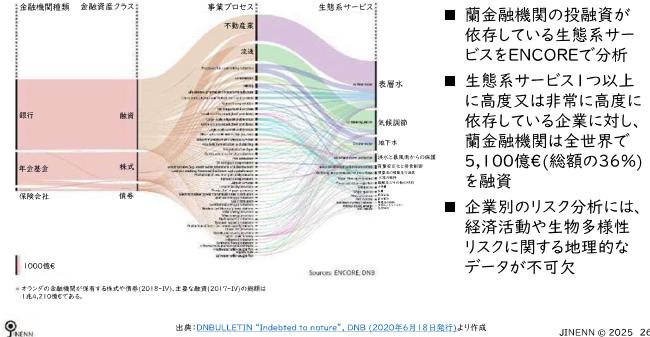
- 欧州中央銀行(ECB)は、欧州圏銀行の融資における生物多様性への依存について分析した。



- 欧州圏銀行の融資ポートフォリオの自然関連リスクへのエクスポージャーをENCOREで分析
- 少なくとも1つの生態系サービスに対する依存度スコアが高い(0.7以上)企業は約72%、関連する銀行の法人融資のシェアは約75%
- ECBは自らの責務の遂行には自然関連リスクの考慮が必要と結論

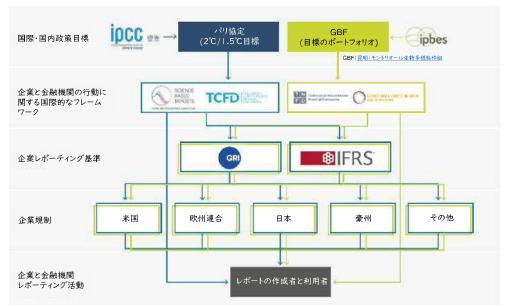
DNBによる生物多様性リスク評価

- 蘭中央銀行(DNB)は、蘭金融機関の生物多様性に関する物理・移行リスクを分析した。



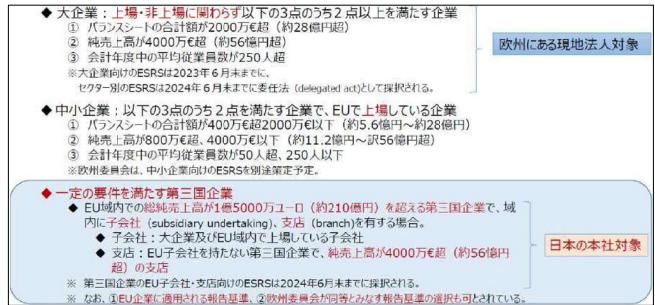
気候/自然関連情報開示の強化

- 開示枠組はTCFD/TNFDに収斂。ISSBが国際標準化し、各国が(様々なタイミングで)市場規制への反映を進めている。



EUの動向: CSRD

- EUは2023年1月5日に、欧州企業のみならず、欧州域外企業も対象となる企業サステナビリティ報告指令(CSRD)を施行した。



EUの動向:CSRD

- CSRDではダブルマテリアリティに基づくバリューチェーン全体に関する開示が求められている。

● CSRDにおいて、Financial Materiality(財務インパクト)とImpact Materiality(環境・社会へのインパクト)の双方について、マネジメントレポートに専用のセクションを設けて記載することを義務付け(第19a条1)。
● また、マネジメントレポートに記載する具体的な開示要求事項は第19a条2に記載(次ページに概要掲載)。
● さらに、自社のオペレーションだけでなく、製品・サービス・取引先、サプライチェーンを含むバリューチェーンについての情報も記載することが求められている(第19a条3)。バリューチェーンに関する必要情報が不足している場合、指令施行から3年間は一定の猶予が与えられており、「情報取得のためにどのような努力をしたか」、「なぜ入手できなかったのか」、「今後どのように情報を取得する計画か」について説明することを要求している。
● これら開示要件は、具体的にはサステナビリティ報告基準(第29b条) (=ESRS)に基づくこととなる(第19a条4)。
● 大企業グループの場合 、ダブルマテリアリティに基づく情報、 グループ親会社の連結マネジメントレポートに含むこと となる(第29a条(1))。具体的な開示要求事項(第29a条(2))は単独の大企業の場合と同様。
● 中小企業向けの報告要件は大企業より遅い2026年から適用されるが、2028年までの2年間は移行期間としてオプトアウトが認められる(理由を述べる必要あり)。

JINENN

出典:企業法研究会企業法委員会「欧洲CSR政策の動向」(2023年3月20日)より作成

JINENN © 2025 31

EUの動向:ESRS

- ESRSではバリューチェーン全体を対象にした開示が求められている。

■ ESRS E4 生物多様性及び生態系

- 事業者は、重要な影響、リスク、依存、機会を同定するためのプロセスを説明しなければならない。プロセスの説明には、事業者が以下のことを行っているかどうか、またどのように行っているかを含まなければならない:
 - 生物多様性及び生態系への実際の影響及び潜在的な影響の、自社サイト及び上流・下流のバリューチェーンにおける影響、評価;
 - 適用される評価基準、およびこの評価に生じたサービスが含まれる場合は、それが中断されているか、または中断される可能性があることを含む。生物多様性及び生態系及びそのサービスに対する自社サイト及び上流・下流のバリューチェーンにおける依存関係の同定、評価;
 - 生物多様性及び生態系に関する移行・物理的リスクと機会の同定・評価;
 - ダントンクリスクの考慮;
 - 共有生物資源と生態系のサステナビリティ評価についての、影響を受けたコミュニティとの協議の実施、特に以下の事項の実施:
 - サイト、原材料の生産又は調達が、生物多様性及び生態系に悪影響を及ぼす可能性がある場合、影響を受けたコミュニティに悪影響を及ぼす、又は悪影響を及ぼす可能性のある特定のサイト、原材料の生産又は調達の特定;
 - 影響を受ける可能性があるコミュニティがある場合、事業者は、これらのコミュニティが重要性評価にどのように関与したかを開示しなければならない;
 - 事業者は、自らの事業において、影響を受けたコミュニティに関する生態系サービスへの影響に関して、悪影響を回避する方法を示さなければならぬ。これらの影響が避けられない場合、事業者はその影響を最小化し、優先的サービスの価値と機能を維持することを目的とした緩和策を実施する計畫を示すことがでざる。

JINENN

出典:EU Delegated regulation - C(2023)5303より作成

JINENN © 2025 33

EUの動向:ESRS

- EUはCSRDの開示基準となる欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)を2023年7月31日に委任法として採択した。

区分	名称	開示要求事項数	必須項目数*
横断的基準	ESRS I 一般要求事項	0	92
	ESRS 2 一般開示	12	62
環境基準	ESRS E1 気候変動	9	59
	ESRS E2 汚染	6	24
	ESRS E3 水・海洋資源	5	17
	ESRS E4 生物多様性及び生態系	6	29
	ESRS E5 資源利用と循環経済	6	29
社会基準	ESRS S1 自社従業員	17	23
	ESRS S2 バリューチェーン従業員	5	55
	ESRS S3 影響を受けたコミュニティ	5	31
	ESRS S4 消費者と最終消費者	5	33
ガバナンス基準	ESRS G1 企業行動	6	29

*開示要求事項における"shell"の数

JINENN

出典:EU Delegated regulation - C(2023)5303より作成

JINENN © 2025 32

EUの動向:CSDDD

- 欧州委員会は、企業による人権・環境に対する注意・影響緩和義務を規定する「企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令(CSDDD)」を制定し、2024年7月25日に発効した。

DD義務の内容

- デューデリジェンスに関する基本方針の制定(毎年更新)
- 人権及び環境に関する事項を含むは潜在的な負の影響の特定
- 実在する負の影響に対する削除・是正・伸長措置
- 苦情処理手続の策定及び実行
- デューデリジェンスの方法及び各指標の効果についてのミーティング
- デューデリジェンスの取組みについての公表

特に、欧州企業、非欧州企業いずれも第一グループに属する企業は、**バリューチェーンに基づいた「1.5度目標」**を達成するための計画と実施が義務。気候変動が主要なリスクとして認識されている場合、会社は排出削減目標も計画。合めなければならぬ、その計画は会社の**取締役の監督**(存在する場合)に提出してもらわなければならない。

その他の特徴

- 「規則」ではなく「指令」であること(加盟国は白山に上乗せ可)
- 加盟国の担当監督機関に制限の範囲と通知先(強制適用不可): 制裁措置は加盟国内法で規定(各国の監査当局が施行する)。罰金は会社の売上高に基づく、制裁措置は課した場合は公表。
- 民事責任は加盟国法で定めるが、企業に直接した損害がある: デュー・ディリジェンス義務を怠るために悪影響が発生し、実際に損害に至った場合には、損害賠償責任を負う。ただし、契約で表明品目を得ており、過剰な検証措置を講じている場合は免除。

JINENN

出典:企業法研究会企業法委員会「欧洲CSR政策の動向」(2023年3月20日)より作成

JINENN © 2025 35

EUの動向:CSDDD

- CSDDDでは国際条約・国際機関が定める対象についてデューデリジェンスを求めている。

人権

国際人権に含まれる権利や禁止事項の侵害 全て(オナマオル)

世界人権宣言+2つの(社会指規約・自由権規約)と、市民的、政治的権利に関する国際規約+第二選択議定書を合わせたもの。世界人権宣言、国際人権規約、ILO三者宣言、ILOの核規約の効力規範なども含む

環境

生物多様性への配慮

生物多様性条約 生物多様性の開発、取り扱い、輸送、使用、移転および放出に関するカルタヘナ議定書の義務、および追加子条項による名古屋議定書の義務への違反を含む。)、**絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(CITES)**の付属書に含まれる標本について、許可なく輸入又は輸出することの禁止に違反すること

水銀の扱い

水銀条約による水銀添加製品の製造の禁止+段階的廃止日からの使用禁止への違反すること。水銀廃棄物の処理の禁止の違反

化学物質の取り扱い

兌換性有害汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)に基づく化学物質の製造及び使用、収集、保管及び廃棄することの禁止への違反、「国際貿易における特定の危険化学物質及び農薬に関する事前情報提供手続きに関する条約(UNEP/FAO)への違反

オゾン層破壊防止

オゾン層破壊防止条約及びモントリオール議定書に基づく、オゾン層を破壊する特定物質(CFC、ハロン、CTC、TCA、BDC、MB、BFCやHFC)の生産や輸入の禁止に違反

廃棄物の移動

有害廃棄物の国境を越える移動及びその他の規制に関するバーゼル条約に違反すること

JINENN

出典:企業法研究会企業法委員会「欧洲CSR政策の動向」(2023年3月20日)より作成

JINENN © 2025 36

TNFDの動向

- ・TNFDは、16セクターのガイダンスを発行した。



出典: TNFD, [Additional Guidance by sector](#)より作成

JINENN © 2025 43

TNFDの動向

- ・CBD COP16時点で502組織がTNFDに賛同している。
- ・現在、83組織がTNFD報告書を事例として掲載している。



出典: TNFD, [TNFD Adopters, Example TNFD reporting](#)より作成

JINENN © 2025 44

GRIの動向

- ・GRIは、2024年1月31日に生物多様性に関する標準の改訂版「GRI101生物多様性2024」を発行した。

#	項目	要章(1/2項目のみ)
101-1	生物多様性の損失を止め、回復させるための方針	a. 生物多様性の損失を阻止し、逆戻すせるための方針またはリミットメント、およびそれらが昆明・モントリオール生物多様性枠組と2030年目標からどのように情報を得ているかの記述。 b. これらの方針とヨコミントメント、組織の活動や取引関係における程度適用されているかの報告。 c. 生物多様性の損失を止め、回復させるための目標およびターゲット、それらが科学的コンセンサスによって知られているか?か、基準か、および進捗を評価するために使用される指標の報告。 d. 緩和の階層をどのように適用しているかの報告。 e. 実施された変革的行動と追加の保全行動。 f. 各オフセットについての報告。 g. 生物多様性への影響が最も大きいサイトの生物多様性管理計画の有無の記載と無い場合の理由の説明。 h. 生物多様性と気候変動への影響を管理するために取る行動間の相乗効果を高め、トレードオフを減らす方法の説明。 i. 生物多様性と気候変動への影響を管理するために取られる行動間の相乗効果の向上とトレードオフ削減方法の説明。 j. 参画と利益共有に関する規制と措置の遵守を確保するためのプロセスの記述。 k. 法的義務に追加される。または規制や措置がない場合に、アクセスと利益共有を推進するために取られる自主的行動の記述。 l. 生物多様性への実際の影響と潜在的な影響が最も大きい事業所とサプライチェーン内の製品・サービスの決定方法の説明。
101-2	生物多様性への影響のマネジメント	
101-3	アクセスと利益配分	
101-4	生物多様性への影響の特定	

出典: GRI

JINENN © 2025 45

GRIの動向

- ・GRIは、2024年1月31日に生物多様性に関する標準の改訂版「GRI101生物多様性2024」を発行した。

#	項目	要章(1/2項目のみ)
101-5	生物多様性に影響を与える場所	a. 生物多様性に最も重大な影響を与えるサイトの所在地と面積(ヘクタール)の報告。 b. 各サイトが、生態学的に影響を受けやすい地域またはその近隣にあるかどうか、これらの地域までの距離、およびこれらの地域が生物多様性の重要な地域であるかどうかの報告。 c. 各サイトで行われる活動の報告。 d. サプライチェーンにおいて、生物多様性に最も重大な影響を与える製品とサービス、およびこれらの製品とサービスにに関する活動が行われる国または管轄区域の報告。
101-6	生物多様性損失の直接的要因	a. 各サイトの活動が土地と海の利用変化につながる、またはつながる可能性のある各サイトについて、侵略的外来種がどのように持ち込まれているか、または持ち込まれる可能性があるかの記述。 b. 活動が天然資源の開発につながる、またはつながる可能性のある各サイトについて、発生した各汚染物質の量と種類の報告。 c. 活動が汚染につながる、またはつながる可能性のある各サイトについて、発生した各汚染物質の量と種類の報告。 d. その活動が侵略的外来種の持ち込みにつながる、またはつながる可能性のある各サイトについて、侵略的外来種がどのように持ち込まれているか、または持ち込まれる可能性があるかの記述。 e. 101-6-a, 101-6-b, 101-6-c, 101-6-dで要求される情報の国または管轄区域ごとの内訳を伴う報告。 f. データがどのように集計されたかを理解するために必要な背景情報の報告。
101-7	生物多様性の状態の変化	a. 各サイトについて、影響を受ける、または受けける可能性のある生態系についての情報の報告。 b. 使用される基準、方法論、仮定を含め、データがどのように作成されたかを理解するために必要な背景情報の報告。
101-8	生態系サービス	a. 各サイトについて、組織の活動によって影響を受ける、または受けける可能性のある生態系サービスと受益者のリストアップ。 b. 生態系サービスと受益者が、組織の活動によってどのような影響を受けるか、または受けける可能性があるかの説明。

出典: GRI

JINENN © 2025 46

イニシアチブ間の連携

- ・ISSB、GRI、TNFD、EFLAGは個別に連携し、基準間の互換性に関する文書を発行している。

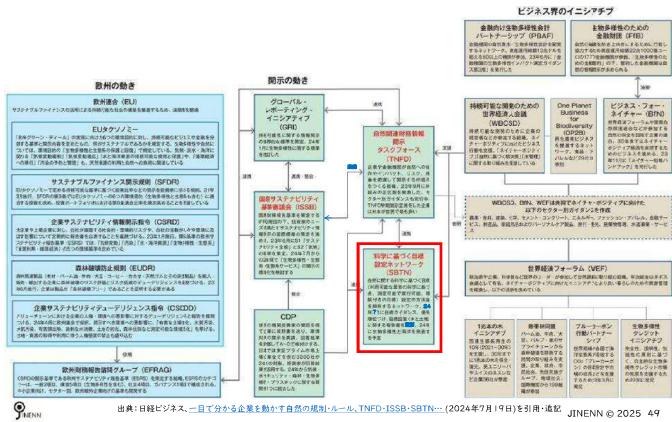


出典: GRI

JINENN © 2025 47

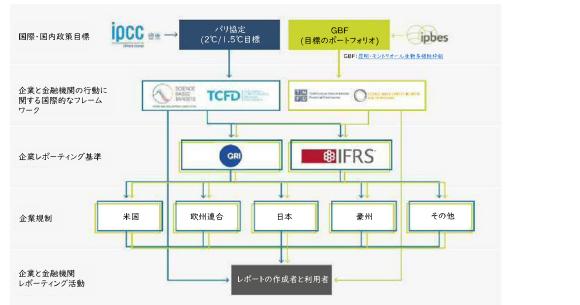
4. 自然関連目標設定の動向

全体像(目標設定)



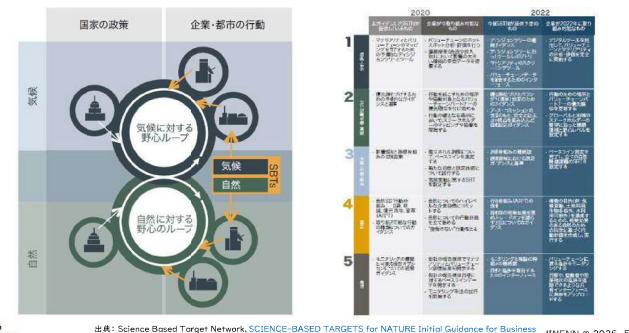
気候/自然の科学に基づく目標設定

- 気候の目標設定はSBTiが既に主流化している。
- 自然についてはSBTNがガイダンスの整備を進めている。



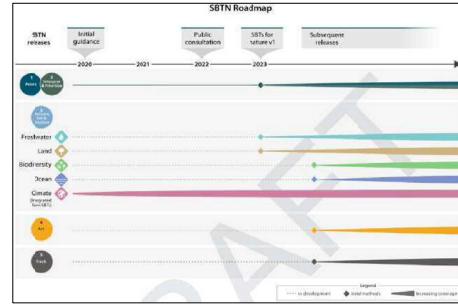
自然に関する科学に基づく目標

- パリ協定に沿う気候目標を設定する「科学に基づく目標」を自然に拡大する取組み。2023年5月にv1.0が公開された。



自然に関する科学に基づく目標

- 企業向け技術ガイダンスはStep1(評価)・Step2(優先順位付け)・Step3(目標設定(淡水・土地・海洋))が公開されている。



ステップ1:評価

- SBTNは2024年7月に発表した技術ガイダンス(v1.1)の中で、ステップ1において企業が満たすべき要求事項26項目(ⅰは32項目)を示した。

ステップ1a: 重要性評価		ステップ1b: パリユーチューン評価	
区分	評価事項	区分	評価事項
環境境界	1 企業がパリ協定の目標に沿って組織の気候影響を評価する場合、その結果を組織の活動と関連付けて示す	1 重要な自然の状況に関するデータを用いて、自然の状況を評価する	
高影響商品	2 正確性に対する全ての高影響商品を報告すること	2 自然の状況の評価	
重要性スクリーニング	3 重要な自然の状況を評価すること	23 自然の状況に関するデータを用いること	
	4 重要性スクリーニングの結果に基づいて、重要な自然の状況を評価すること	24 直接操縦の範囲外(流域・堆積・堆積の範囲外)の自然の状況に関するデータを用いること	
	5 8つの圧力を全てについて評価すること	25 地下データの精度を考慮すること	
重要性スクリーニング	6 重要な自然の状況を評価すること	26 パリユーチューンの評価を考慮すること	
結果の評価	7 セグメントごとにリスクリーニングする場合、セグメントごとに重要な自然の状況を評価すること	27 地域の自然の状況に関するデータを用いること	
	8 重要な自然の状況を評価すること	28 地域の自然の状況に関するデータを用いること	

出典: SBTN, Target-setting guidance for companies: Step 1 Technical Guidance (Version 1.1 – July 2024)により作成。 JENN © 2025 53

ステップ2:優先順位付け

- SBTNは2024年7月に発表した技術ガイダンス(v1.1)の中で、ステップ2において企業が満たすべき要求事項26項目(ⅰは35項目)を示した。

ステップ2a:目標境界の決定		ステップ2b:解釈とランク付け		ステップ2c:優先順位付け	
区分	評価事項	区分	評価事項	区分	評価事項
技術評議会	8 各目標境界について、目標境界を定めるための目標境界(50%)と、少くとも3種と多様性(50%)の目標境界を定めるための目標境界(50%)を用いること	21 重要な自然の状況を評価する際に、目標境界を定める場合の目標境界(50%)と、少くとも3種と多様性(50%)の目標境界を定める場合の目標境界(50%)を用いること			
生物多様性	9 重要な自然の状況を評価する際に、目標境界を定める場合の目標境界(50%)と、少くとも3種と多様性(50%)の目標境界を定める場合の目標境界(50%)を用いること	22 重要な自然の状況を評価する際に、目標境界を定める場合の目標境界(50%)と、少くとも3種と多様性(50%)の目標境界を定める場合の目標境界(50%)を用いること			
生物多様性	10 重要な自然の状況を評価する際に、目標境界を定める場合の目標境界(50%)と、少くとも3種と多様性(50%)の目標境界を定める場合の目標境界(50%)を用いること	23 重要な自然の状況を評価する際に、目標境界を定める場合の目標境界(50%)と、少くとも3種と多様性(50%)の目標境界を定める場合の目標境界(50%)を用いること			
生物多様性	11 重要な自然の状況を評価する際に、目標境界を定める場合の目標境界(50%)と、少くとも3種と多様性(50%)の目標境界を定める場合の目標境界(50%)を用いること	24 重要な自然の状況を評価する際に、目標境界を定める場合の目標境界(50%)と、少くとも3種と多様性(50%)の目標境界を定める場合の目標境界(50%)を用いること			
生物多様性	12 損傷評議会	25 重要な自然の状況を評価する際に、目標境界を定める場合の目標境界(50%)と、少くとも3種と多様性(50%)の目標境界を定める場合の目標境界(50%)を用いること			
生物多様性	13 重要な自然の状況を評価する際に、目標境界を定める場合の目標境界(50%)と、少くとも3種と多様性(50%)の目標境界を定める場合の目標境界(50%)を用いること	26 重要な自然の状況を評価する際に、目標境界を定める場合の目標境界(50%)と、少くとも3種と多様性(50%)の目標境界を定める場合の目標境界(50%)を用いること			
生物多様性	14 重要な自然の状況を評価する際に、目標境界を定める場合の目標境界(50%)と、少くとも3種と多様性(50%)の目標境界を定める場合の目標境界(50%)を用いること	27 重要な自然の状況を評価する際に、目標境界を定める場合の目標境界(50%)と、少くとも3種と多様性(50%)の目標境界を定める場合の目標境界(50%)を用いること			
生物多様性	15 重要な自然の状況を評価する際に、目標境界を定める場合の目標境界(50%)と、少くとも3種と多様性(50%)の目標境界を定める場合の目標境界(50%)を用いること	28 重要な自然の状況を評価する際に、目標境界を定める場合の目標境界(50%)と、少くとも3種と多様性(50%)の目標境界を定める場合の目標境界(50%)を用いること			
生物多様性	16 土地について、重要な自然の状況を評価する際に、目標境界を定める場合の目標境界(50%)と、少くとも3種と多様性(50%)の目標境界を定める場合の目標境界(50%)を用いること	29 重要な自然の状況を評価する際に、目標境界を定める場合の目標境界(50%)と、少くとも3種と多様性(50%)の目標境界を定める場合の目標境界(50%)を用いること			
生物多様性	17 土地について、重要な自然の状況を評価する際に、目標境界を定める場合の目標境界(50%)と、少くとも3種と多様性(50%)の目標境界を定める場合の目標境界(50%)を用いること	30 重要な自然の状況を評価する際に、目標境界を定める場合の目標境界(50%)と、少くとも3種と多様性(50%)の目標境界を定める場合の目標境界(50%)を用いること			
生物多様性	18 土地について、重要な自然の状況を評価する際に、目標境界を定める場合の目標境界(50%)と、少くとも3種と多様性(50%)の目標境界を定める場合の目標境界(50%)を用いること	31 重要な自然の状況を評価する際に、目標境界を定める場合の目標境界(50%)と、少くとも3種と多様性(50%)の目標境界を定める場合の目標境界(50%)を用いること			
生物多様性	19 上水道について、重要な自然の状況を評価する際に、目標境界を定める場合の目標境界(50%)と、少くとも3種と多様性(50%)の目標境界を定める場合の目標境界(50%)を用いること	32 重要な自然の状況を評価する際に、目標境界を定める場合の目標境界(50%)と、少くとも3種と多様性(50%)の目標境界を定める場合の目標境界(50%)を用いること			
生物多様性	20 資源を保全する上に重点を置くこと	33 重要な自然の状況を評価する際に、目標境界を定める場合の目標境界(50%)と、少くとも3種と多様性(50%)の目標境界を定める場合の目標境界(50%)を用いること			

出典: SBTN, Target-setting guidance for companies: Step 2 Technical Guidance (Version 1.1 – July 2024)により作成。 JENN © 2025 54

ステップ3: 目標設定 淡水

- SBTNIは技術ガイダンスv1.1(2024年7月)の中で、淡水に関するステップ3において必要な要素、目標設定プロセス、最小データ要件を示した。

必要な要素 淡水の目標設定プロセス

1. 圧力と自然の状態を表す具体的な指標

2. 望ましい自然の状態を表す閾値

3. 望ましい自然の状態と圧力のレベルに関する連付ける方法

1. 国や地域の組織・機関を含む関係ステークホルダー、及びSBTNを活用開催する「利用可能な場合」で協議し、特徴の流域で「特化化」もしくは、「流域のため」開発されたモチーフと「地元に基づく」指標の組合せで「利用可能か」又は「利用できないか」を判断する。この協議に基づき、会員は、望ましい自然の状態を表すモチーフとそれの範囲を構成され、淡水質および/または水質のモニタリング手帳（地元または世界レベルで開発されたモトリル手帳）を決定しなければならない。

2. 企業は、指定された流域全体によって生じる活動からの「絶対圧力」をうち、水消費量及び/又は農業用塩類量を割り、指標に期間にわたって集計し、これらの目標の基準値を記録しなければならない。

3. 企業は、上記の最初の2つのステップで実現されたモチーフを通じて、自然・保護を流域で受け入れ可能な最大容許力を算定する。

4. 企業は、指定された流域の企業間の淡水質および/または淡水質の目標を設定し、SBTNに提出し、その目標と開示を受ける。企業の実際の部分では、使用する具体的な指標、望ましい自然状態を表す閾値、および開算式を適用する測定ツールを定義する。

圧力ベースライン測定の最小データ要件

ターゲット	ターゲット	主な対象
直接営業	一次/直接営業	新規マーケット
	二次/直接営業 (可塑性なし型)	既存マーケット又は水分
派生水	一次	新規マーケット
	二次	又はブローカー/オーファーブリット
派生水	直接営業 (高額)	既存マーケット又は水分
	三次的(非直接)	既存マーケットのモデル結果 又はグローバルデータ/ブリット

出典: SBTN, Target-setting guidance for companies: Step 3 Freshwater Technical Guidance (v1.1)より作成 JINENN © 2025 55

ステップ3: 目標設定 土地

- SBTNIは技術ガイダンスv1(2024年7月)の中で、3つの目標と、土地に関するステップ目標設定プロセスを示した。

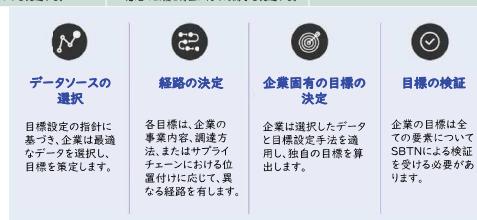


出典: SBTN, [Target-setting guidance for companies: Step 3 Land Technical Guidance \(v1\)](#)より作成 JINENN © 2025 56

ステップ3: 目標設定 海洋

- SBTNIは技術ガイダンスv1(2025年3月)の中で、漁業・養殖・水産物流通事業者を対象とした目標設定プロセスについて示した。

過剰漁獲の回復と削減	構造的生息地の保護	絶滅危惧種、絶滅の危機に瀕する種、および保護対象の海洋野生生物個体群へのリスクを緩和する
<p>野生漁業に焦点を当てる。</p> <p>企業が過剰漁獲された資源に依存を回復できよう支援する。</p> <p>漁獲量を削減するため、漁獲規制を削減する。</p> <p>港湾・漁港・漁場区域に削減する。</p> <p>漁業の回復と再生に向けた努力を促進する。</p>	<p>養殖業と野生漁業の両方からの影響に対応する。</p> <p>サケ・アユや鮭などの重要な生息地の環境の改善を実現する。</p> <p>海洋生物と漁業者における重要な海洋生物の回復と再生に向けた努力を促進する。</p>	<p>絶滅危惧種、絶滅の危機に瀕する種、および保護対象(ETP)に対するリスクを、野生漁獲資源と養殖業から軽減することを促進する。</p> <p>海洋景観や漁業者における労働を促進し、海洋野生生物個体群の回復と再生に向けた努力を向上させる。</p>



出典: SBTN, [Target-setting guidance for companies: Step 3 Ocean Technical Guidance \(v1\)](#)より作成
INNEN © 2025 5

SBTNの動向

- CBD COP16において3社の目標が検証されたことを発表した。

SBTNは、自然に対する科学的根拠に基づいた目標を公に採用した最初の企業を発表した。

2024年10月30日

- ・世界的な高級ブランドグループであるケンタグは、淡水と陸地の両方で初めて科学的根拠に基づいた目標を採用し、一方、世界的なハイオア医薬品企業であるGSKと建築業者およびリユースーション企業であるオカムラは、淡水で初めて科学的根拠に基づいた目標を採用した。
 - ・これらの開示は、科学的根拠に基づく目標ネットワーク（SBTN）の年間の企業イニシアチブプログラムの終了後に行われ、参加企業の大多数が一部またはすべての目標の検証を受けている。
 - ・先駆的な企業は、淡水と陸地に焦点を当てる目標を採用し、公表することで、自社とそのサプライヤーが運営する生態系における自然損失の主な要因に対処することを目指します。
 - ・この発表は、COP16にビジネス界と世界のリーダーたちが集まる中で行われ、SBTNの事務局長エリン・ビルマンは、自然損失に取り組むために緊急の企業行動を呼びかけています。

出典:SBTN, [News and Events](#)より作成

JINENN © 2025 58

INENN

ご清聴ありがとうございました。

株式会社JINENN 代表取締役社長 宮本育昌

ネイチャーポジティブ経済移行戦略

- ・環境省は農林水産省・経済産業省・国土交通省と、2024年3月に「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」を策定した。

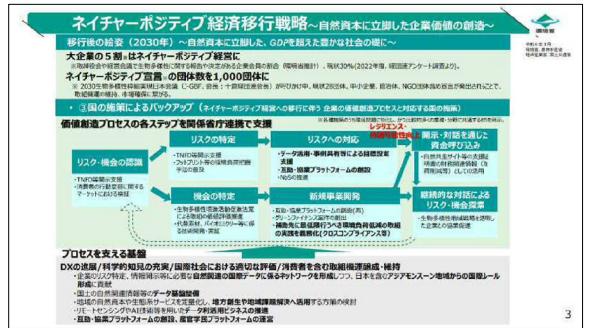


出典：環境省「エイサー並行イニシアチブ経済戦略について」（2023.4公

20

ネイチャーポジティブ経済移行戦略

- 環境省は農林水産省・経済産業省・国土交通省と、2024年3月に「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」を策定した。



© JENN

出典:環境省「ネイチャーポジティブ経済移行戦略について」

JENN © 2025 61